

はじめに

当センター研究部では、昭和60年度より「自治制度」を、研究課題としてとりあげてきた。

これは、本県が、「地方の時代」を提唱し、その具体化を進めてきたところであり、その基本ともいえる「自治制度」、とりわけ「県と市町村との関係」を明らかにすることが必要であると考えたからである。

「自治制度」は研究項目が多いが、基礎自治体である市町村についての研究が進んでいる反面、府県に関する調査研究は十分といえない状況にある。

今回の調査研究は、今後の研究の具体的な手がかりとすべく、府県制度の成り立ちを、戦後の約10年に焦点をしばって検討したものである。この時期において、現行の制度が形づくられ、この時期の変遷を経て、ようやく制度として安定し、定着したといえるからである。

しかし、自治制度は、諸制度が複雑にからみ合い、これらを系統的に検討するのは容易でない。さらに研究を続ける必要があると思われる。

この報告書は、研究の今までのまとめと、研究過程における素材、すなわち府県制度にかかる資料を中心に編集したものである。

今後の府県制度の研究に際して、一つの検討資料となれば、幸いである。

昭和62年3月

神奈川県自治総合研究センター所長

目 次

はじめに

I 府県制度の改革の歴史	1
第1 戦後改革の歴史区分	1
第2 占領前期の改革	1
第3 占領後期の改革	3
第4 講和条約後の改革	6
II 府県の性格と機能	
II 府県の性格と機能	10
第2 府県の機能の変化	11
III 府県制度の展望	13
第1 府県の憲法上の地位	13
第2 府県の存在意義	13
第3 府県機能の純化と新たな機能の創造	14
IV 地方制度調査会答申（府県関係）の方向	16
1. 第1次（昭28・10・16）地方制度の改革に関する答申	16
2. 第4次（昭32・10・18）地方制度の改革に関する答申	18
3. 第8次（昭37・10・1）地方開発都市に関する答申	22
4. 第9次（昭38・12・27）行政事務再配分に関する答申	23
5. 第10次（昭40・9・10）府県合併に関する答申	26
6. 第14次（昭45・11・20）大都市制度に関する答申	27
7. 第16次（昭50・7・23）地方財政の硬直化を是正するためにとるべき方 策を中心とした地方行財政のあり方に関する答 申	28
8. 第17次（昭52・12・16）地方行財政に関する当面の措置についての答申	29
9. 第17次（昭54・9・10）新しい社会経済情勢に即応した今後の地方行財 政制度のあり方についての答申	30
10. 第18次（昭56・11・24）地方行財政制度のあり方についての小委員会報 告	37
11. 第20次（昭61・2・3）機関委任事務に係わる当面の措置についての答 申	38
V 戦後地方自治制度の沿革	40

I 府県制度の改革の歴史

第1 戦後改革の歴史区分

戦後の自治制度は、1947（昭和22）年に制定された地方自治法が、その後10年を経て整備され次第に定着したものである。

府県の性格、機能などを検証しようとするときは、戦後10年間の変化を詳しくたどってみることが不可欠であると思われる。

この時期を「占領前期」〔1947（昭和22）～1948（23）年〕、「占領後期」〔1949（昭和24）～1952（27）年〕、「講和条約後」〔1952（昭和27）～1956（31）年〕の3期に分けて考える。

第2 占領前期の改革

占領前期〔1947（昭和22）～1948（23）年〕、この時期は、1946（昭和21）年の府県制、市制、町村制の改正により、現行の自治制度の原型がつくられた。1946（昭和21）年当時は、なお形式的には明治憲法が存在しており、制度的には、不徹底な面があった。昭和22年に制定された地方自治法は、1946（昭和21）年の改正の趣旨を徹底させる時期であった。

1. 行政面における制度改革

行政面における制度改革の特色は、次の3点である。

（1）中央政府との関係が分離、独立した制度となった。

府県も市町村も、地方自治法では「普通地方公共団体」として、ともに同一の性格を有するものとして扱われることになった。

まず、府県と市町村が同一の形態の仕組みになったことである。

戦前の府県は、自治体としての府県を構成する「公民」をもたない制度であったが、戦後は市町村と同じく、府県も住民によって構成される自治体となった。

また、知事公選制の実現により、市町村と同様、知事以下の府県の職員はすべてその府県の職員の身分（地方公務員）になり、戦前の府県にはなかった市町村の助役に当たる副知事、とくに収入役に当たる出納長の制度が設けられた。

そして、府県の議会も市町村の議会も「地方議会」として同一の形態になり、直接請求の制度も府県と市町村に共通した仕組みになった。

また、権能の面においても府県と市町村はそれぞれ中央政府と同じ性格を有する政府となり、それだけ自治体は中央政府との関係において独立性を強めることになった。

1947（昭和22）年の地方自治法改正により、いわゆる「行政事務」が府県、市町村の自治体の事務として第2条第2項に新しく加えられた。この「行政事務」を自治体が処理することは、日本国憲法第94条の「行政を執行する権限」を制度化したもので、住民に対して権力的な強制力を行使できる権限を自治体もったことを示すものである。

戦前においては、この権限は中央政府の権限で、国の官吏しか執行できないものとされていた。その権限を自治体もつことになったことにより、権能の面で自治体は中央政府

と同じ性格の政府となった。

(2) 中央政府の自治体に対する一般的な監督が廃止された。

戦前の東京都、府県、市町村はいずれも、東京都制、府県制、市制、町村制のそれぞれ第2条の規定により、「官ノ監督ヲ受ケ」て事務を処理する自治体であった。その「官ノ監督」を行う中央政府の機関が監督官庁で、市町村に対する第1次の監督官庁が官吏の知事、第2次が内務大臣であり、さらに、東京都と府県に対する監督官庁が内務大臣であった。占領前期の改革で、「官ノ監督ヲ受ケ」の規定は削除され、自治体に対する監督官庁の制度は廃止された。中央政府と府県と市町村の間は、上位・下位の関係ではなくなり、制度上は同等の政府間における関係に変わったといえることができる。

(3) 府県や市町村の自治体における機関が分立した制度になった。

まず、知事や市町村の自治体の首長が公選の制度になり、首長と議会の二元的代表機関となったことである。

次に、自治体の執行機関の分立で、知事や市町村の首長のほかに、公安委員会や教育委員会などの合議制の執行機関、いわゆる行政委員会が新しく設けられたことである。

なお、これとは対照的に個別の事務処理面では、中央政府と自治体との間が分離した制度に改革されずに終わった。

警察・消防・教育の権限が自治体に移譲されただけに終わったため、事務処理の面では自治体は中央政府と結びついたままの仕組みとなった。しかし、とくに知事公選制が実現したことにより、その結びつきの仕組みは戦前と異なった形になり、むしろより複雑な関係に変わった。

戦前、知事が普通地方行政官庁として、執行していた国政事務をどのような仕組みに改めるかが重要な問題となり、戦後は、次のような仕組みに変わった。

第一は、国の事務を府県の執行機関に処理させる、いわゆる機関委任事務の制度化である。

第二は、戦前は例外とされていた中央省庁の出先機関が一般化し、例外ではなくなったことである。

第三は、知事に機関委任した事務を府県の職員ではなく、国家公務員が処理する仕組み、いわゆる地方事務官制度の設置である。

したがって、官吏の知事が処理していた国の事務は、中央省庁が地方出先機関を通じて直接に処理するもの以外は、機関委任という方式で知事が処理する仕組みになり、その機関委任事務が府県の主要な事務となった。

戦前の機関委任事務は市町村長に対するものだけであったが、戦後は知事が府県の公務員に変わったことから、知事に対する機関委任事務も新しく制度化された。この国の機関委任事務の処理については、地方自治法第150条により、主務大臣が知事、知事が市町村長を指揮監督する制度であるので、個別事務の処理については上下の指揮監督の仕組みになっている。

知事が国の事務を処理するという点では、戦後も戦前とは変わらなかった。しかし、戦前は官吏の知事のもとで調整して運営することを目指した仕組みであったが、戦後は、公選知事のもとで個別の事務をバラバラの形で処理することが一般化した。つまり、それまで潜在化していた、個別事務のいわゆる「縦割り」を表面化させ一般化させることにもな

った。

したがって、知事公選制が実現し、府県が市町村と同じ自治体になったことにより、中央政府と自治体の府県と市町村との間は分離、独立した関係になった。しかし、府県の事務処理の面では個別の事務ごとに所管省庁と府県、市町村との間が上下の関係で結びつく仕組みになった。このような形が、制度上は基本的な仕組みになり、その仕組みが現在にまで続いてきている。

2. 財政面における制度改革

財政面における制度改革の特色は、次の3つである。

(1) 国税の体系と地方税の体系が分離・独立した制度になった。

1947(昭和22)年の改正で国税の地租、家屋税、営業税、鉱区税、遊興飲食税が、1948(昭和23)年の改正で入場税が府県税に移譲されたことにより、それまで、国税付加税を主要税源としていた府県税が、すべて府県の独立税になり、国税と地方税とが分離・独立した体系になった。さらに、1947(昭和22)年と1948(昭和23)年の改正で、以上の国税移譲のほか、府県民税の創設など、府県の独立税の税目も増加し、府県税は独立税、市町村税は府県税の附加税と独立税という地方税の体系になった。

(2) 国税の府県移譲により、地方分与税の制度が変化した。

国税の地租、家屋税、営業税の3税が府県に移譲され、還付税の財源が府県税になったことにより、還付税が廃止されて地方分与税は配付税だけになり、1948(昭和23)年に地方分与税は、地方配付税の名称に変わった。さらに、配付税の財源であった国税の遊興飲食税と入場税が府県に移譲されたので、地方配付税は所得税と法人税の一定割合を財源にして、自治体に配分する仕組みになった。

(3) 1948(昭和23)年7月に地方財政法が制定された。

戦前の国の委任事務の増加ともない、国費と地方費の負担区分が問題になった。六三制義務教育の実施、自治体警察と国家地方警察の発足、生活保護や児童福祉などの福祉面や保健所を中心とした保健衛生面などの諸施策が実施された。これらは、全国的に一定水準を保持し、統一的に処理することが必要な事務、いわゆるナショナル・ミニマムを維持する事務であり、個別の立法により、自治体の委任事務とされるものが増加し、その経費負担が自治体の財政にとって重圧となってきた。それぞれの事務の利害関係の帰属する度合に応じて国と自治体が経費を負担するといった国費と地方費の一般的な負担基準が、初めて法律に示されることになった。

第3 占領後期の改革

占領後期〔1949(昭和24)～1952(27)年〕は、行政面では、大きな制度的な改正は行われず、もっぱら占領前期に行われた改革の再検討の時期であった。

占領前期と後期の分岐点は、シャープ勧告である。この勧告により、国税・地方税の根本的な制度改革案が、翌年に実現した。このシャープ勧告は、税制のみならず、行財政構造の改革を志向する性格をもっていたものである。

1. 財政面における制度改革

1949（昭和24）年8月27日付で、シャウプ使節団が連合国最高司令官に対して、「日本税制報告書」を提出した。この報告書の制度改革案が翌1950（昭和25）年に実現した。

シャウプ勧告による改革は、財政面が中心とされたものである。

（1）地方税制面における制度改革

この税制改革案の実現によって、中央政府と自治体、府県と市町村との間の行財政の構造は大きく変化した。その内容は次のようなものであった。

ア 地方税が独立税の制度となり、国税と府県税と市町村税が制度的に分離した。

イ 市町村優先の税制改革が行われたこと。

ウ 府県税の税目を増やした。

エ シャウプ勧告による地方税法の改正をめぐり、府県と市町村の対立が表面化した。

（2）地方財政調整面における制度改革 — 地方財政平衡交付金の新設 —

シャウプ勧告は、地方配付税を廃止し、新しく「一般平衡交付金」の制度を創設し、そのなかに個別補助金を整理し統合することを勧告した。

この構想を制度化したのが、1950（昭和25）年に地方配付税を廃止して、新しく設けられた「地方財政平衡交付金」の制度である。

地方財政平衡交付金は、個々の自治体ごとに標準となる財政需要額と財政収入額とを一定の方式で算定し、財政需要額が財政収入額を超える自治体に対して、その超える額すなわち財源不足額を国の一般会計から交付し、使途を特定しないで、自治体が自由に使うことができる一般財源とするものである。

そして、地方財政平衡交付金の総額の見積もりと、各自治体に交付すべき交付金の決定や交付などを行う中央政府の機関として、府県、市、町村の各レベルにおける首長と議会の議長のそれぞれ全国的な連合組織が共同して推薦するものを含む、5人の委員で構成する地方財政委員会が設置された。

地方財政平衡交付金の総額決定は毎年度の国家予算編成をめぐる最大の政治問題の一つになった。こうした総額決定をめぐって地方財政委員会や自治体側と大蔵省との間で繰り返される激しい攻防を回避する機運が強まり、講和後の1954（昭和29）年に地方財政平衡交付金制度に代って、現行の地方交付制度が設けられた。

2. 行政面における制度改革

この時期には、大きな制度的な改正はなかった。そして、次のいわゆる第6次改正（1956（昭和31）年にむけての再検討期間であったといえる。

この改正にいたるまでの経過を示すこととする。

（1）シャウプ勧告の内容

1949（昭和24）年に連合国最高司令官に提出されたシャウプ勧告は、国税、地方税の根本的な改革案を提案するためのもので、地方制度の改革を直接の対象としたものではなかった。しかし、シャウプ勧告は、国税と違って、地方税については税制だけでなく、それを含めた地方行財政制度全般の改革案を提案した。その骨子は、国税・府県税・市町村税の税目を分離、独立した制度にすることを基本にして、個別の事務を中央政府、府県、

市町村のいずれかの権限として明確に区分し分離した制度にしたことであった。

それには、次の改革が必要であった。一つは、複雑な形で処理されている個別の事務を、中央政府、府県、市町村のいずれかの権限として明確に区分して分配することと、責任の所在を不明確にしている個別補助金を整理し廃止すること。もう一つは個々の自治体で税収だけでは標準的な財政需要額に不足する額を、国が一般財源として交付する仕組みを設けることである。前者について行政事務再配分の実施と個別補助金の廃止、後者について「一般平衡交付金」制度の創設を、シャープ勧告は提案した。

シャープ勧告が提案した改革方向は、占領前期の改革によって形成された地方レベルにおける公選知事の府県中心といった体制を、市町村中心の体制に切り替えさせるという方向をねらったものであった。

(2) 地方行政調査委員会議の設置とその活動

シャープ勧告に基づいて、中央政府、府県、市町村の間の行政事務再配分案を検討する地方行政調査委員会議（通称、神戸委員会）が、1949（昭和24）年末に設置された。地方行政調査委員会議は、翌1950（昭和25）年10月に「国庫補助金等に関する答申」、12月に「行政事務再配分に関する勧告」（以下、第1次勧告）、1951（昭和26）年9月に「行政事務再配分に関する第2次勧告」（以下、第2次勧告）を、国会と内閣に対して提出した。

地方行政調査委員会議が、行政事務再配分案を検討するための一般指針としたのは、シャープ勧告で提示された3原則であった。

- ①行政責任の明確化 中央政府、府県、市町村、のそれぞれが処理する個別の事務権限を明確に区分し、分離した形にする。
- ②能率の原則 個別の事務権限を再配分する際には、一定の規模・能力・財政力を有する政府レベルに割り当てる。
- ③市町村優先の原則 自治体、特に市町村に対して優先的に事務を割り当てる。

地方行政調査委員会議は、第1次勧告の「各論」で個別事務の再配分案を提案し、その特例について第2次勧告で提案した。しかし、シャープ勧告で示された第1の原則を実施するために提案された第1次勧告の「各論」は、実現されないままに終わった。それは、個別事務を所管する中央省庁の抵抗や反対が強く、結局、中央政府によって棚上げにされてしまったからである。

次に、府県と市町村を区分する一般的基準については、第1次勧告の「総論」で、地域的範囲において府県を市町村を包括する関係にあること、そのことを府県を市町村と区別する一般的な根拠にして、府県の担当すべき事務・権能を、2つの側面に分けて提示した。

第1の側面は、「府県と市町村に配分すべき事務そのものの区分」で、これについて次のような一般的原則を提示した。

市町村は、住民に直結する基礎的地方団体であるので、自治体の事務とされるものは、原則として市町村に配分することとする。それに対して、府県は地域的範囲において市町村を包括する関係にあるという意味から、次のような事務に限って府県に配分することとした。

- ①市町村の区域を超えて処理しなければならない事務（いわゆる広域機能）
- ②市町村で処理することが著しく非能率または不適當な事務（いわゆる補完機能）

第2の側面は、「府県と市町村の関係」という側面である。これは、行政事務の再配分を実施した後、中央政府は自治体の事務処理に対して関与することになったが、それとの関連において府県が、市町村の事務処理に対して、どのような関与が可能かについて提示したものである。

まず、府県は市町村に対する上級の自治体という地位にあるものではない。これをはつきりと示した上で、地域的範囲において市町村を包括する関係にあることを根拠にして、

③府県は中央政府と市町村との間の連絡にあたる事務（いわゆる連絡機能）

④市町村の間における著しい不均衡を調整する事務（いわゆる調整機能）をもつこととした。

第4 講和条約後の改革

講和条約後〔1952（昭和27）～1956（31）年〕の改革は、「占領中に制定された制度の再改革」の時期であった。

この時期には、占領中に制定された諸制度を再検討し、講和条約後の自立体制に即応した制度に整備するための改革が、本格的に進められることとなった。

具体的な改革については、1952（昭和27）年末に発足した地方制度調査会が翌1953（昭和28）年10月に提出した第1次答申に基づいて実施されたものであった。第1次答申は「とりあえず当面とるべき措置について」答申したもので、地方制度調査会で根本的な改革問題とされたのは、現行府県制度の根本改革、知事公選制の存続をめぐる問題であった。

1. 財政面における制度改革

財政面における改革では、地方税制と地方財政調整制度の改革が中心であった。

(1) 地方税制面における改革

地方税制の改革の主なものは、シャープ税制改革で廃止された府県民税の復活と地方譲与税制度の創設で、府県税関係を中心とした改革であった。

ア 府県民税の復活と地方譲与税の創設

府県民税は、シャープ税制改革によって、府県民税を一部住民しか納税しなかった事態を改め、府県住民にとって普遍的な性格の税を設けるためのもので市町村民税の一部を移譲する形で復活したものであった。

地方譲与税の制度は、シャープ税制改革によって、府県の主要な税目が都市的なものになり、府県間の税収不均衡が大きくなったのを調整するために創設されたものである。すなわち、府県税の入場税を国税に移し、その税収の10分の9を一定の方式で府県に還元する入場譲与税の制度が設けられた。さらに立ち遅れている道路の整備を促進するため、目的税として揮発油譲与税が創設され、税収の3分の1を府県と5大市に配分することとした。2つの譲与税制度は、それぞれ目的や制度は異なるが、個々の府県が直接課税し徴収する税としないで、それを国税として徴収したうえで府県に配分するという仕組みである点は共通したもので、いわば府県間で税源を配分し合う仕組みである。

イ 地方税制改革に伴う国、府県、市町村の関係

市町村民税の税源の移譲による府県民税の復活に示されるように、実質的には地方税源の枠内で、市町村の税源の一部を府県の税源に配分し直したというのが、このときの改正の内容であった。すなわち、市町村優先から府県重視の地方税制への修正であった。

ウ 地方交付税の創設

シャープ勧告によって創設された地方財政平衡交付金制度が廃止され、それに代わって現行の地方交付税制度が設けられた。地方交付税制度は、国税の所得税、法人税、酒税の一定割合（交付税率）を調整財源にして、基準財政需要額に基準財政収入額が不足する府県、市町村の自治体に対して、その財源不足の度合いに応じて配分する仕組みである。

この制度の制定により、地方交付税の総額が制度的に一定し、自動的に決定する仕組みになった。このことによって、地方財政平衡交付金の総額をめぐって展開された大蔵省と自治体側との攻防は解消されることになった。

2. 行政面における制度改革

講和条約後における行政面の制度改革は、中央政府、府県、市町村といった異なった政府レベルの間、または府県、市町村の自治体レベルにおける首長と議会、さらに行政委員会などの機関相互の間が分離・独立した制度になっているのを改め、それぞれ相互のレベルの間で調整のとれる仕組みに再編成するためのものであった。

(1) 府県と市町村との関係

異なった政府レベル間のうち、まず府県と市町村の関係では、財政面と同じく、府県中心の体制が確立された。それについて、2つの側面で改革が行われた。

第1は、1954（昭和29）年に市町村の自治体警察が廃止され、現行の府県警察の制度となった。さらに、1956（昭和31）年に教育委員の公選制を廃止した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、市町村立の小中学校の教職員の任免権が市町村教育委員会から府県の教育委員会に移り、それまで市町村と府県の間に分離していた教職員の任免と給与の支給が府県に一元化された。

第2は、1956（昭和31）年の地方自治法改正により、市町村は基礎的な自治体、府県は市町村を包括する広域の自治体とし、それぞれの地位・権能を明確にした。

1956（昭和31）年の地方自治法改正は、財政面における改革と同様、シャープ勧告による改革方向（市町村重視）を府県重視に向け、さらに公選知事中心の体制を、制度的に打ち出したものといえる。

(2) 中央政府と自治体の関係

中央政府と自治体との関係については、1952（昭和27）年と1956（昭和31）年の地方自治法改正によって、中央政府の自治体に対する一般的な関与の方式が整備された。

占領前期の改革によって中央政府の自治体に対する一般的な監督が廃止されたことにより、1952（昭和27）年の改正で、それまでの「監督」の章名が「国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互の関係」に改められた。

それと同時に、中央政府の自治体に対する関与の制度として、自治体の組織・運営の合理化に対する内閣総理大臣（自治大臣）または知事の助言・勧告、自治体の処理する個別の事務の運営に対する主務大臣・知事の助言・勧告（第245条）、自治紛争の調停に関

する規定（第251条）が制度化された。

さらに、1956（昭和31）年の改正で、自治体の事務処理等における法令違反に対し、内閣総理大臣がその是正または改善を求めることのできる権限を規定し、市町村に対する是正措置は知事に行わせることとした（第246条の2）。

この是正措置は、国全体の統一と均衡を保持する必要から、自治体における適正な運営を確保するために、第245条による勧告よりも強い性格の非権力的な関与の制度として設けられたものである。

これによって、中央政府から独立した自治体に対する中央政府の一般的な関与を、内閣総理大臣・知事を通じて行う体系が形成された。

その関与は非権力的な性格のものであり、所管省庁による自治体の個別事務処理に対する指導・監督を前提にしたもので、しかも自治体の行政委員会が処理する事務は、その関与の対象外とされていたが、講和条約後の制度改革においては、関与の対象外とされていたものについても、関与ができるような仕組みになった。

市町村の自治体警察を廃止した1954（昭和29）年の新警察法により、府県警察の警視正以上の幹部を国家公務員の身分とし、国家公安委員会が府県公安委員会の同意を得て任命する。また、教育委員の公選制を廃止した1956（昭和31）年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、府県と政令指定都市の教育長の任命については文部大臣、市町村の教育長については、府県の教育委員会の承認を必要とする制度となった。指導・助言の関係が強化されたうえ、教育長任命の手続きで示されるように、事実上、上下の関係に近くなったものである。

このように、地方レベルにおいては、府県重視、公選知事中心の体制となり、市町村の事務処理に対する指導・調整・監督を通じて、府県は市町村に対して行財政面で大きな影響力を与えることのできる仕組みとなった。

3. 府県制度の改革

講和条約後における制度改革においては、根本的な改革問題とされた府県制度の改革について、1957（昭和32）年10月に、第4次の地方制度調査会が答申した。

（1）第4次地方制度調査会答申

地方制度調査会では、府県の廃止案と存続案の選択を委員の多数決によって決めるといふ異例の措置がとられ、府県の廃止案が1票の差で多数案に決定し、それを答申した。

答申された多数案の内容は、次のとおりである。

- ①現行の府県を廃止する。
- ②国と市町村の間に次のような中間団体（「地方」（仮称））を置く。
 - ・全国を7～9ブロックにわけた区域に「地方」を置く。
 - ・それは、自治体の性格と国家的性格を併有する。
 - ・議会と執行機関の「地方長」（仮称）をおく。
 - ・「地方長」は内閣総理大臣が「地方」の議会の同意を得て任命する国家公務員とする。
- ③「地方」の区域を管轄区域とする国の総合的な出先機関である「地方府」（仮称）を設置する。

- ・中央省庁の出先機関のうち、その事務を「地方」に移譲できないものを「地方府」に統合し、「地方府」の首長を「地方長」が兼ねる。

この多数案を、一般には「地方」案、「地方」制と呼び、少数案となった府県の存続案を「府県」案、あるいは少数案の内容が3、4府県を統合したうえで現行の府県制度を存続するものであったことから、「府県統合」案とも呼んだ。

「地方」制は、戦後の改革によって形成された制度を、2つの面で根本的に再編成しようとしたものであった。

一つには、「地方」の設置が示すように知事の公選制、自治体の府県を廃止することであった。

二つには、「地方府」の構想が示すように、中央省庁の地方出先機関を統合することであった。

したがって、「地方」制の答申は、戦後の知事公選制の実現によって解体した、戦前の官吏の知事を「普通地方行政官庁」としていた仕組みを、府県の単位ではなく、より広域の「地方」という単位で制度化しようとしたものであったといえることができる。

しかし、「地方長」を通じて所管省庁の個別的な関与を一元的に調整できる仕組みに改めることに対して、所管省庁の抵抗や反対が強かった。

(2) その後の地方制度調査会答申

「地方」制が答申されてから10余年を経た1970（昭和45）年に、第14次地方制度調査会が提出した「大都市制度に関する答申」で、「地方」制について再検討する必要があることが指摘された。

さらに10年後の1981（昭和56）年11月に提出された第18次地方制度調査会の「地方行財政制度のあり方についての小委員会報告」で、「いわゆる道州制に対する態度を白紙の状態に戻す」ことが表明され、「地方」制は地方制度調査会によっても、事実上棚上げにされた。

根本的な改革とされた府県制度の改革が実現しなかったことによって、知事公選制は存続することになった。同時に、自治体の事務処理に対する所管省庁の個別的な関与の仕組みや地方出先機関もまた、そのまま存続することになった。その2つの体制の併存が、戦後の中央政府と自治体の関係の基本的な仕組みとして固定することとなった。

Ⅱ 府県の性格と機能

第1 府県の性格

占領前期の県と市町村は、制度上は対等に位置づけられながら、その性格は必ずしも明確ではなかった。すなわち、県は市町村に対して戦前と同様に監督官庁としての対応をしていた。また、国の県に対する一般的監督が廃止された。こうした状態の県に対して、都市自治体も不満であり、中央省庁も批判、不信を強めることとなった。

市町村優先の原則がシャープ勧告に盛り込まれたのをきっかけにして、府県の意味、性格、機能についての議論が展開されることになった。

この当時の見解を大別すると、次の二つの見解があった。

①府県と市町村は同じ性格の自治体であるという見解

府県と市町村は同じ性格の自治体で、ただそれぞれが処理する事務の種類や内容が異なるだけであるという考え方。

これは、実態を制度の建前どおりに改めるものである。すなわち、府県が市町村の上位団体的状態にあるのは、事務権限が適切に配分されていないことによる。従って、まず行政事務の再配分が先決問題であった。府県と市町村に適した事務権限を配分し、それぞれが自主的に事務を処理できる仕組みに改め、実態面でも府県を市町村と同一の自治体にしようとしたものである。

②府県は市町村とは異なる性格の自治体であるという見解

純然たる自治体である市町村と違って、府県は、国家的な性格ももった自治体であるという考え方。

これは、府県の実態に制度の建前を合致させようとしたものである。

府県が市町村の上位団体として機能し、市町村の事務処理に関与していることを根拠としている。自治体に対する関与は、本来は国が行う性格のものである。その関与を府県が府県内の市町村に対して行っているのは、府県が国家的な性格を帯びた自治体で、国の機能を代行または補完しているからである。その点で純然たる市町村と府県はまったく性格の異なった自治体である。すなわち、府県は、国と自治体の「中間的な性格」をもったものであるとする。従って、実態と建前のズレに対しては、府県と市町村を同じ性格として扱う制度に問題があることになってくる。

そこで、府県を国家的性格をもった自治体であることを、行政事務再配分を実施する前提として主張した。

府県は、市町村を包括する関係にあり、そして、そのことにより府県が市町村に関与できるという点では、両者は、共通していた。違いは、前者は、その一般的基準を「府県や市町村の間に配分する事務を区分するための基準」とし、府県の市町村に対して関与をできる限り少なくしようとしたものであり、後者は、その基準を「自治体の性格の相違を区分する基準」とし、その相違の制度化をはかろうとしたものである。

府県と市町村を区分する基準について、地方行政調査委員会議は、第1次勧告の「総論」

で、地域的範囲において府県が市町村を包括する関係にあること。これを府県と市町村と区別する一般的な根拠にして、府県の担当すべき事務・権能を、2つの側面に分けて提示した。

第1の側面は、「府県と市町村に配分すべき事務そのものの区分」で、それについて次のような一般的原則を提示した。

市町村は、住民に直結する基礎的地方団体であるので、自治体の事務とされるものは、原則として市町村に配分することとする。それに対して、府県は地域的範囲において市町村を包括する関係にあるという意味から、次のような事務に限って府県に配分することとした。

- ①市町村の区域を超えて処理しなければならない事務（いわゆる広域機能）
- ②市町村で処理することが著しく非効率または不適当な事務（いわゆる補完機能）

第2の側面は、「府県と市町村の関係」という側面である。

それは、行政事務の再配分を実施した後、中央政府は自治体の事務処理に対してどのような関与が可能か、それとの関連において、府県は市町村の事務処理に対してどのような関与ができるか、その関与の方式を、府県の事務として提示したものである。

まず、府県は市町村に対する上級の自治体という地位にあるものではない。これをはっきりと示した上で、地域的範囲において市町村を包括する関係にあることを根拠にして、次のような事務をもつこととした。

- ③府県は中央政府と市町村との間の連絡にあたる事務（いわゆる連絡機能）
- ④市町村の間における著しい不均衡を調整する事務（いわゆる調整機能）

府県に国家的性格をもたせる見解は、1953年（昭和28年）10月に第1次地方制度調査会の答申に盛り込まれた。この第1次答申の趣旨が1956年（昭和31年）の地方自治法改正によって第2条第5項（後に第6項）として規定された。

都道府県が市町村を包括する広域の普通地方公共団体であること及び都道府県の担当すべき事務を広域的、統一的、連絡調整、補完的なものに限定した。

第2 府県の機能の変化

昭和20年代の府県は、苦しい財政事情のもとで、敗戦後の応急的な措置に追われ、公選知事としての本格的な仕事を行う余裕がなかった。昭和30年代後半以降、府県が積極的に地域開発を推進するようになった。これは、国の高度経済成長政策に対応するものであった。開発に伴って次々に生ずる問題に対しても、対処する必要があった。

このことは、市町村の処理する仕事を指揮監督し各地域の問題は市町村に委ねるだけでは済まなくなってきた。府県は各地域や住民の当面する問題に対して、直接対応することが必要になってきた。市町村の仕事とされていたもの、たとえば、水資源の開発、流域下水道、産業廃棄物の処理などを府県が行うようになってきた。これは、広域的な事務であり、補完的な事務でもある。

開発の進展、経済成長に伴う歪み、社会変動から生じた問題に対しては、国に先行して府県が取り組むようになった。このことは、国と市町村では不十分、不適切な領域が多く

なって府県の仕事の比重が高まってきた。

ある一つの仕事は、四種の事務のいずれか一つに当てはまるというよりも、一つの仕事には四つの事務が相互に関連し合った形になってきた。

シャウプ勧告や地方行政調査委員会議の勧告が提案した1つの事務を3レベルの政府のどれかにはっきりと区分する、事務の「分け切り論」に対して、1960年代とくに70年代以降、個別の事務を中央政府、府県、市町村の間でそれぞれの機能に応じて分担し、相互に協力して処理する「機能分担論」が問題にされるようになったのは、そうした変化を示すものである。

以上のことは、国の事務、都道府県の実務、市町村の実務、という事務の明確な区分が立てられなくなり、共同事務ともいべき事務が多くなってきた。単なる行政主体間の事務配分ではなく、権限の配分あるいは広く公共的課題の機能分担になってきた。

Ⅲ 府県制度の展望

府県制度については、昭和30年前後に府県廃止論がおこり、地方制度の議論が盛んに行われた。しかし、現行の府県制度を認める形で議論が落ち着いてから、府県はその存在領域を着実に拡大していつているように思われる。一時は、自治体としての府県制度の存在そのものが危うくなっていたが、すでにその存在は確固たるものとなり、その上に自治の歴史を積み重ねている。いまやこれを基盤にして新たな展望がひらけようとしている。

府県制度に関して、今後は、以下のような事項の確認と展望が可能であると考ええる。

第1 府県の憲法上の地位

憲法の規定は、単に、「地方公共団体」の自治を保障しているだけで、府県の自治あるいは市町村の自治を保障するとは述べていない。このことから、府県と市町村との二重構造を認めるか否かは、立法政策上の問題であり、完全自治体としての府県を廃止し、官治的行政機構に改めても（地方自治法の改正をしても）、憲法上差し支えないとの意見が主張された時代もあった。

しかし、憲法第八章の「地方自治」に関する規定は、過去の中央集権的官僚制国家に対する批判と反省から出発して、これを地方分権的民主制に切り替えることを目的としたもので、中央集権的官僚統治の一環を形成してきた府県を完全自治体たらしめることによって、地方分権的民主制の基礎を確立するものであった。

すなわち、府県と市町村との二重構造を前提とし、府県、市町村ともに完全自治体とし、これによって地方自治の本旨を実現しようとしたところに憲法の歴史的意義があると考ええる。そして、広域自治団体としての府県は、憲法によってその存在を認められているといえよう。

このような認識のもとに、府県制度は充実されなければならないものである。

第2 府県の存在意義

戦後の地方自治の変化を振り返ってみるとき、市町村制はもとより府県制も自治制度のなかで重要な役割を果たしてきている。府県と市町村の二重構造を前提にして日本の自治制度は発展してきたといえよう。

そして今や、地方自治の本旨を、最も適切に実現するため、また行政の能率的・効率的処理のためにも、府県の存在意義をみとめ、これに完全自治体としての機能を充分発揮しうる地位を与えねばならないと考える。

府県の存在意義は次のように考えられる。

(1) 府県は、それ自身、自治体として、市町村自治のために、中央集権的官僚行政に対し、地方分権的民主行政の基礎を築き、一種の防衛的役割を果たしている。

すなわち地方自治を確立するためにも、府県の存在は必要である。

(2) 広域行政や調整機能を行う行政機構として、たとえば、中央政府の直接処理とか、出先機関の設置、または、市町村の連合体の組織などが考えられるが、中央政府の直接処

理を行うことは事実上不可能であり、また、国の出先機関をして処理することは行政経費の膨脹をきたし、市町村の連合体による処理方式についても、その運営上難点がある以上、中間団体としての府県において処理することが、行政の能率的・効率的処理のためにも必要であり、府県の存在意義が認められる。

こうした考え方は、昭和30年前後に府県廃止論が浮上した折にも、主張されたものであるが、この基本的考え方は、今日においてますますその意義を強めていると思われる。

第3 府県機能の純化と新たな機能の創造

1. 国と地方の関係改革

「地方の時代」を現実のシステムとして確立するために、必要不可欠であるにもかかわらず、「国と地方を通じる行財政改革」のうち、とくに「国と地方の関係の改革」については、はかばかしい進展がみられない。

そこで、神奈川県では、みずからできる改革にまず取り組み、いくつかの試みに挑戦している。

第一は「県から市町村への分権」、第二は「県レベルでの財政再建努力」、第三は「近隣の自治体同士の自主的な協力による広域的問題への取り組み」である。

それらを実現するためには、「この日本の制度全体をどう組み直すか、いわゆる憲法理論のレベルまでさかのぼって、国→県→市町村という、これまでの戦前的な明治憲法体制的なイメージを、新憲法体制にふさわしく、市民→市町村（基礎自治体）→都道府県（広域自治体）→国というふうを組み直す」という意識が必要になってこよう。

そうでなければ、「国と地方の関係の改革」が、いわゆる行政技術論レベルのみにどまってしまうからである。

また、国と地方の新しいシステムづくりにはビジョンの構築が必要である。委任型構造から分権型構造の実現こそが重要である。

県と市町村との間の改革が進むことは、県の機能にも影響を与えるはずである。すなわち市町村自治の充実により、県の機能はより純化する必要が出てくる。

2. 県機能の純化

さて、県の機能の純化については注意深い考察が必要である。

地方自治法第2条第6項には「広域機能」「統一機能」「連絡調整機能」「補完機能」の四つの機能があると規定されている。しかし、この条文では、同4項を含めて解釈すれば明らかなように、都道府県と市町村との事務配分の基本原則を確立し、ここに例示的に都道府県の事務を示して、その機能の基本を示したに過ぎない。

具体的な行政需要の増大ともなあって、都道府県でも、市町村でも機能の拡大をもたらし、両者の類似あるいは混在する現象がみられ、ますますその境界は不分明になってきているといえよう。つまり、社会の構造や仕組みが複雑になり都道府県と市町村の実態上の機能の境界線は明確でなくなっている。

しかし、このことが、都道府県と市町村の機能が全く重複してしまっているということではない。それぞれに本来の機能と考えられる部分を意識しながらも、機能拡大をお互い

に要望されて、これに応えているものであろう。

また、都道府県と市町村の機能は、時代の変化とともに機能の境界部分も変わってきている。したがって、広域的自治体としての都道府県と基礎的自治体としての市町村は、相対的な関係にあると考えるべきであろう。

このように、都道府県と市町村の関係が相対的であることを前提にして、都道府県の機能の純化が常に考えられるべきであろう。

それには、基礎的自治体としての個々の市町村の具体的な状況が的確に把握されなければならない。その努力があったうえで、都道府県の機能が具体的に純化されるべきである。その際には、市町村の「自治の強化」の理念が基本的に認識されなければならない。

3. 県機能の新たな創造

県の新たな機能の創造について、以下の四点が考えられよう。

まず、第一は、自治体の国政参加機能の主張である。

国と地方を通じる行財政制度の改革をめざすとき、「国と地方が直接協議する公式のテーブルを至急設けるよう、提案したい」といわれている。

具体的には、自治体の負担を伴う施設にかかわる法令の立法過程や新幹線、高速道路など国の大規模プロジェクト事業などに対する自治体の「国政参加」である。

第二は、財政調整機能の検討である。

「地域計画、環境対策、消費者行政、交通行政のような行財政上の新しい課題については、府県・市町村間の単なる機能分担だけでなく、行政権限と財源の伴った共同的協力関係での処理も必要となろう」そして、「府県と市町村との経費負担区分に関しては、今後、府県独自の総合的補助金や財政調整機能が検討されてしかるべき」といわれている。

第三は、パートナー機能を重視する考え方である。

「都道府県の自主的行政・環境行政・コミュニティ行政などの分野で、積極な行政の先取り、市町村との共同による行政の企画が多く見られるようになった。市町村への指導・監督という機能よりも、市町村とのパートナーとしての機能に活路を見出すこととなった。」パートナー機能とは、補完機能と共同事業の実施という複合型である。また「府県の市町村に対する単独補助金の合理化と総合補助金制度によって、いま自治体が国に対していることを、府県がまず実践することが必要であろう」といわれている。

総合的補助金にも財政調整機能があるとも考えられるので、三つの機能を具備した新しい機能と位置づけることも可能ではないかと考える。

第四は、先導的機能の発揮である。

先導性とは、公害対策、消費者行政など、府県が国よりも早く課題に取り組み、その具体的な対応策を確立した後、国においても施策化されるに至った例に見られるものである。

この先導性を発揮するには、行政技術の高度性を必要とする。新しい行政課題に対しては、府県が先導的に取り組み、処理システムなどの技術開発を行い、その成果を市町村に提供することも必要であろう。

IV 地方制度調査会答申（府県関係）の方向

1 地方制度調査会

憲法の基本理念を十分に具現するように、地方制度に全般的な検討を加えることを目的として、昭和27年8月1日、地方制度調査会法が公布され、同日施行された。

地方制度調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、地方制度に属する重要事項を調査審議するため、総理府の附属機関として設置されたものである。

地方制度調査会は、2年任期、50人以内の委員で組織されることになっている。

2 府県関係事項の答申

地方制度調査会は、地方制度を広く検討し、多くの答申を出してきているが、それら答申の中から、府県に係わる部分を、以下のように抜粋或いは要約した。

社会の変化とともに、府県制度に関する意見も変化してきているが、こうした意見の変化を確認する重要な手掛りになるとともに、府県制度の今後の方向を検討するうえに欠かせないものと考ええる。

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 第1次（昭和28年10月16日） | 地方制度の改革に関する答申 |
| 2. 第4次（昭和32年10月18日） | 地方制度の改革に関する答申 |
| 3. 第8次（昭和37年10月1日） | 地方開発都市に関する答申 |
| 4. 第9次（昭和38年12月27日） | 行政事務再配分に関する答申 |
| 5. 第10次（昭和40年9月10日） | 府県合併に関する答申 |
| 6. 第14次（昭和45年11月20日） | 大都市制度に関する答申 |
| 7. 第16次（昭和50年7月23日） | 地方財政の硬直化を是正するためにとるべき方策を中心とした地方行財政のあり方に関する答申 |
| 8. 第17次（昭和52年12月16日） | 地方行財政に関する当面の措置についての答申 |
| 9. 第17次（昭和54年9月10日） | 新しい社会経済情勢に即応した今後の地方行財政制度のあり方についての答申 |
| 10. 第18次（昭和56年11月24日） | 地方行財政制度のあり方についての小委員会報告 |
| 11. 第20次（昭和61年2月3日） | 機関委任事務に係わる当面の措置についての答 |

1. 第1次（昭和28年10月16日） 地方制度の改革に関する答申

①府県の性格

府県は、本来、その自治事務を処理すると同時に、市町村とは異なり、市町村を包括し、

市町村と国との中間に位する広域自治団体として、国家的性格を有する事務を処理することをその任務とする。

従って、国は、国家的性格を有する事務の遂行に必要な限りにおいて、指揮監督権の行使その他の関与を行うことができるものとする。

②機関委任・団体委任・地方事務官

府県の性格に鑑み、事務の配分及び出先機関の統合を促進するため、機関委任及び団体委任の制度並びに地方事務官等の制度を活用するものとする。

③知事の選任

府県知事の選任方法は現行どおりとするものとする。

④規模の合理化

府県の規模の合理化については、その実態に即応し、道州制等の問題と併せて考慮するものとする。

⑤警察

国家地方警察及び市町村自治体警察を廃止して、府県及び大都市単位の自治体警察を設ける。

⑥教育

義務教育に従事する教職員は、府県及び五大市の公務員とし、教職員に係わる行政及び財政上の責任は、府県及び五大市が負うものとする。

府県及び五大市の教育委員会は、現行どおり存置するものとする。

⑦事務配分

行政事務は極力整理した上、地方行政調査委員会議の勧告を参しゃくしつつ、市町村及び府県の性格及び規模並びに事務の性質を考慮して事務配分を行うものとする。

⑧行政委員会

府県の人事委員会は存置し、人事委員会又は公平委員会を設置しない市町村の事務は府県に委託したものとみなすものとする。

⑨執行機関

府県及び市町村の部課は、極力整理縮減するものとし、府県の部は、その規模に応じて6部以内とするものとする。

府県及び市町村の出先機関は、極力整理統合するものとし、法令による出先機関の強制設置は、なるべく廃止するものとする。

⑩議会

常任委員会制度は存置し、改善の方法を講ずる。

市町村の議会議員及び市町村長と府県の議員の兼職に関する制度を再検討する。

⑪任用

国と府県市町村間及び府県市町村相互間における人事交流を促進するため、府県及び市町村の職員の恩給年限の通算その他身分取扱について適当な措置を講ずるものとする。

⑫監査

府県及び少なくとも市においては、内部監査機構を充実して行政運営の公正を確保するものとする。

⑬国の出先機関

府県の区域又はそれ以下を管轄するものについては、原則としてこれを廃止し、その事務を府県又は市町村に統合するものとして検討するものとする。

⑭財源調整

地方財政平衡交付金制度を地方交付税（仮称）制度に改める。

地方交付税の総額は、所得税、法人税及び酒税のそれぞれの一定割合とし、特別会計を設置してこれに繰り入れる。

2. 第4次（昭和32年10月18日） 地方制度の改革に関する答申

第1 地方制度改革の基本方針

現在の府県の区域は、明治以来60余年間における社会、経済、文化等の著しい、しかも地域的に不均衡な発達の結果、今日における地方行政運営のためには必ずしも適当な区域とは称しえない状態にある。

すなわち、府県の間近代行政遂行上の必要な能力に顕著な不均衡を生じており、資源の開発、国土の保全等の広域行政事務を合理的に処理するためには、現在の府県の区域は狭あいにすぎることが多く、更に、近代的な高度の行政の能率的運営及び行政経費の節減の見地からも、より広域において行政事務を処理することが合理的であると考えられる。

また、府県の事務は、いわゆる国家的性格を有するものがその大半を占め、行政のすう勢は、いよいよこの傾向を進めるものと考えられるにもかかわらず、戦後行われた府県の性格の変更とこれに伴う知事公選をはじめとする一連の府県の制度に関する改革は、国との協同関係を確保し全国的に一定の水準の行政を保障するうえに欠けるうらみなしとしない。

その結果、国の地方出先機関の濫設を招いて行政の複雑化をきたし、更に国の各般の行政運営上の不備、府県と市町村との機能の重複等と相まって、国及び地方を通ずる行政の総合的、効率的な運営を妨げ、経費の濫費を伴うこととなった。

このような現行府県制度は、区域の点においても、また、性格及び組織の面においても、幾多の欠陥を有しているため、これらの欠陥を是正し、根本的な改革を行うことが必要で

ある。

以上のような見地において、基礎的地方公共団体たる市町村の充実強化を図ることによって、日本国憲法の基本理念たる地方自治の本旨の実現に資するとともに、現行府県はこれを廃止し、国と市町村との間には、いわゆるブロック単位に、新たに中間団体及び国の総合出先機関を設置し、同一人をもって両者の首長及び必要な補助職員とする等の方法により、その一体的総合的運営を確保し、もって、国及び地方を通ずる総合的な行政運営の体制を確立することが、行政の効率化の要請とわが国情に即した国政と地方自治の調整の見地より、最も妥当な方法であると考ええる。

第2 府県制度改革の具体的方策

1. 現行府県は、廃止すること。
2. 国と市町村との間に、次のような中間団体を置くこと。
 - (1) 名称 「地方」(仮称)
 - (2) 性格 「地方」は、地方公共団体としての性格と国家的性格とをあわせ有するものとする。
 - (3) 区域 「地方」の区域は、自然的、社会的、経済的、文化的諸条件を総合的に勘案して、全国を7ないし9ブロックに区分した区域によること。なお、現行の府県の区域は、原則として分割しないものとするが、必要がある場合は分割することを認める。
 - (4) 組織 「地方」に議決機関として議会を置く
議員定数は、人口に応じて40人から120人
議員は「地方」住民が、郡市又は郡市を合わせた区域を選挙区として直接選挙することとし、任期は四年とする。
 - (5) 地方長 「地方」に執行機関として「地方長」(仮称)を置く。
地方長は、「地方」の議会の同意を得て内閣総理大臣が任命する。
地方長は、国家公務員とし、その任期は3年とする。
 - (6) 行政委員会 「地方」には、特定事項に関する裁定、審査等の機能を行うものを除き、執行機関たる行政委員会は置かない。
 - (7) 職員 「地方」の職員は、国家公務員の身分を有するものと地方公務員の身分を有するものを併用する。
 - (8) 支分庁 現在の府県庁の所在地その他適当な地に「地方」の支分庁を置く。
 - (9) 事務
 - ①「地方」又はその機関は、現在国が処理している事務のうち、「地方」又はその機関に移譲することができるもの、及び現在府県又はその機関が処理している事務で市町村またはその機関に移譲することができないものを処理する。
 - ②現在国の地方出先機関が処理している事務は、極力「地方」又はその機関に移譲し、これに伴い、当該出先機関は廃止する。
 - ③現在府県又はその機関が処理している事務のうち、市町村又はその機関に移譲することができるものは、極力市町村又はその機関に移譲する。

なお、現在国が処理している事務についても、できるだけ市町村への移譲を考慮する。この場合において、市町村の規模及び能力に応じて、移譲する事務に差異を設けることができるものとする。

(10) 施設 現在府県が設置している各種施設については、これを「地方」に移管することに伴い、根本的な統合整備を図る。

(11) 条例 「地方」は、その処理する事務につき、条例又は規則を制定することができるものとする。

(12) 財政 ①課税権 「地方」は、課税権を有するものとする。

②財源 「地方」は独立の財源を充実し、あわせて財政調整の方法を考慮する。

③起債 「地方」は起債能力を有するものとする。

3. 「地方」の区域を管轄区域とする国の総合地方出先機関（「地方府」（仮称））を置く。

地方府の首長は、「地方」の執行機関たる「地方長」をもってあてる。

この時の少数意見（地方制度改革に関する少数意見）

第1 地方制度改革の基本方針

わが国の地方制度は、戦後、日本国憲法の理念に基き民主化され、なかんずく、府県は、知事の公選、職員の地方公務員への身分の切替、各種行政委員会制度の採用等により、その面目を全く一新し、10年後の今日においては、地方制度はようやく安定してきたと認めることができる。

もちろん、現行地方制度についても欠陥は認められるが、その多くは国の地方自治に対する理解の不十分及び地方公共団体自体における運営の未習熟に基くものと考えられるのであって、地方制度の欠陥はすべて制度そのものに内在するものと判断して、その根本的建前の改革を主張することは、現行制度のもつ意義を没却するものであり、わが国の将来のためにとることができない。

今日、地方制度改革を検討するに際しては、まず第一に、戦後その面目を一新した地方制度の根本精神をあくまで尊重し、それがわが国の民主政治の確立の上に果たした役割を高く評価し、これを一層伸長せしめることに基調を置かなければならない。この基調に立って、制度の欠陥を是正するとともに近代的な行政の要請に即応する体制を確立するために必要な最小限度の改革に止めるべきことが至当であると考え。したがって、府県を市町村とともに完全自治体としている現行地方制度の根本的建前については、これを改革する必要を認めないのみならず、今後においても変更を加えるべきではない。ただ、今日やや欠けるところがあるとされている国と地方との利害の調整の問題については、国家的性格の強い事務の処理に関し国の関与の方法に検討を加え、現行制度よりも更に簡素な方法を設けることにより解決すべきものとする。

第二に、現行府県の区域については、時代の進展に即応せしめることを考えなければなら

らない。すなわち、現在の府県の区域は、明治以来60余年間全く変化がなく、その間における社会、経済、文化、交通、通信等の著しい発達にそぐわないのみならず、その発達は、地域的に必ずしも均衡がとれず、これがため、府県相互の間に近代的行政を遂行するうえに著しい能力の不均衡が生じてきている。

更に、限られた国土にぼう大な人口を擁するわが国にとって、資源の徹底的開発利用、産業立地条件の整備その他国土の総合的開発の要請は、将来ますます強くなるのであって、このため、広域的行政を効率的に処理することができる体制を確立する必要がある。

この見地から、現行府県の区域については、おおむね三、四の府県の統合によりその区域を広域化し合理化しなければならないと考える。

第三に、府県の果たすべき機能を明確にしなければならない。今日、地方制度における行政の非能率とこれに伴う国民負担の過重は、市町村と府県の二重構造に由来するといわれているのであるが、これは、両者が完全自治体であることによるものではなく、むしろ、両者の担当すべき機能を明確に区分し、市町村は住民の身近においてその日常生活に直結する事務を自主的に処理し、府県はより広域にわたる事務及び統一を保持し一定水準を維持する必要のある事務を自主的に処理する体制を確立するならば、おのずからこの欠陥は是正されて、二重構造の弊は除去されるものと考ええる。

なお、あわせて現在国が処理している事務についても、できる限りこれを地方公共団体又はその機関に移譲することにより、地方住民の意向を反映し、地方の実情に即した行政を行うことができるようにしなければならない。このために、国、府県及び市町村を通ずる事務の合理的配分を行なうとともに、これらの事務処理の裏付けをなす財源の配分について検討を加えなければならない。

なお、最近における町村合併の結果、市町村はおおむね適正な規模となり、その行政能力は著しく強化されたのであるが、なお現段階においては、市町村が適切に処理することができない事務の存することは否定しえないので、府県は、当分の間、過渡的に市町村の能力を補完する機能を担当することもやむをえないものと考ええる。

府県制度を中心とする地方制度の改革について、次のような具体的方策をとることが適切である。

第2 府県制度改革の具体的方策

現行府県の完全自治体としての性格は、これを維持しつつ、おおむね三、四の府県を統合して府県の区域を再編成するとともに、国、府県及び市を通じて事務の合理的配分を行い、各々の機能を相互の重複なく、十分に発揮させるような体制を確立する。

(1) 名称 「県」(仮称)

(2) 区域 「県」の区域は、自然的、社会的、経済的、文化的諸条件を総合的に勘案し、かつ、「県」をできるだけ相互に均衡のとれた能力を有する団体とすることを目途として、おおむね三、四の府県を統合した区域によるものとする。なお、現行府県の区域は、必要により分割する。

- (3) 組織 「県」の議会の議員定数は、50人から100人までの範囲内において、人口に応じて定め、住民の直接選挙を行う。
- (4) 知事 現行どおり住民の直接選挙による。任期は4年。
- (5) 行政委員会 選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会等の行政委員会は、原則として、存置する。
- (6) 支分庁 支分庁は、原則として置かない。
- (7) 事務 現在府県又はその機関が処理している事務のうち、社会福祉、保健衛生その他住民の日常生活に直結する事務は、基礎的地方公共団体たる市町村又はその機関に移譲するとともに、「県」は市町村と異なり、次に掲げるような事務を担当する地方公共団体とすることにより、市町村と「県」が、相互に機能を異にしつつ民意に即した行政を行うものとする。
 - ①地方の総合開発計画の策定、治山治水事業その他広域にわたる事務
 - ②義務教育その他の教育水準の維持、警察の管理及び運営その他統一的処理を必要とする事務
- (8) 事務移譲 現在国が処理している事務のうち、「県」若しくはその機関又は市町村若しくはその機関に移譲することができるものは、極力移譲を考慮する。なかんずく、統計調査事務所、食糧事務所、労働基準局、労働基準監督署、婦人少年室、公共職業安定所等において所掌している事務は、「県」又はその機関に移譲し、その他の国の出先機関の所掌にかかる事務もできる限り移譲し、その他の国の地方出先機関は廃止するか又は「県」に統合する。
- (9) 機関委任事務 現在府県の機関に委任されている国の事務は、できるだけ「県」の自治事務とする。
- (10) 代執行 「県」又はその機関の処理する事務のうち、国家的性格の強いものについては、違法な処分を認め、又は違法に処分を行わない場合の代執行について現行制度よりも更に簡素な制度を設けることにより、国家目的の達成に遺憾なからしめる。
- (11) 財政 事務の再配分に伴い、裏付けとなるべき財源の配分を考慮する。行政の水準及び財政の均衡を維持するため、財政調整の制度は、合理化して存置する。

3. 第8次（昭和37年10月1日）

地方開発都市に関する答申

1. 地方開発都市の考え方

大都市における人口及び産業の過度の集中を防止するとともに、地域間における格差を是正し、もって健全な地方自治の基盤と均衡のとれた国土の全体的な発展に資するため、地方開発都市を建設することは、現下のわが国においてきわめて緊要な課題である。

2. 地方開発都市建設の実施主体

地方開発都市の建設のためには、道路、港湾、工業用地、工業用水等の産業立地条件のほか、住宅、上下水道、教育文化施設、公園緑地、厚生施設、社会福祉等各般にわたる事業を行なわなければならないが、これらの事業は地域住民の創意と責任に基づいて積極的に行われるように地方公共団体が主体となって行うべきである。

地域開発都市の建設について、地方公共団体や国間の調整は都道府県が行うことが適当である。

3. 都道府県をこえる広域的行政

近時政治、経済、社会、文化の進展に伴い、都道府県をこえる広域にわたる行政に関し、政府、地方公共団体、政府関係機関等の間における緊密な協調が強く要請されていることが、地方開発都市の建設に関連して論議された。

地方における広域的な行政事務を計画的かつ総合的に実施するため、いわゆるブロックごとに、その地域内の都道府県の知事及び国の行政機関等の長をもって構成する連絡協議のための組織を設ける等国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整を図るための措置を講ずることが必要であると認める。

4. 第9次（昭和38年12月27日） 行政事務再配分に関する答申

国、都道府県及び市町村間の行政事務の再配分について、根本的に再検討する必要があることを痛感し、調査審議を進めてきたが、その基本的事項を答申する。

1. 行政事務再配分の必要性とその方向

(1) 行政の民主的处理と総合的处理を確保するためには、国、都道府県及び市町村間の事務の配分に当たって、国よりも地方公共団体なかでも市町村を優先させるべきである。

(2) 地方行政調査委員会議の勧告は行政事務再配分の原則として、①行政責任の明確化、②能率、③市町村優先、の三原則を提示するとともに、これらに行政事務再配分の前提として、町村規模の合理化を勧告した。

町村規模の合理化は、昭和28年以来全国的に町村合併が行われ、町村の自治能力は飛躍的に充実強化されるようになった。

一方、国、都道府県及び市町村間の行政事務の再配分については、その基準が昭和31年の地方自治法改正により明文化されたが、いまだに、一部を除き実現をみていない。

(3) 最近10年余における社会、経済、文化の進展は、行政の分野においても大きな変化をもたらした。その変化が、行政需要の拡大の傾向と行政処理における広域性及び均等性の要請となっている。

(4) 行政のますます複雑高度化するにしがたい、行政機構の専門分化の傾向が顕著され、これが中央各省の分立割拠主義とあいまって、いわゆる縦割行政の弊害を一層深刻化するに至っている。

しかるに、このような行政の変化を理由として、行政権限の地方公共団体から国への引き上げ、国の地方出先機関の強化、国の地方公共団体に対する関与の増大等、中央集権的統制を強化する傾向がみられることは遺憾である。

2. 行政事務再配分の基本的考え方

(1) 国と地方公共団体との基本的関係

国も地方公共団体もともに国家の統治機構の一環をなすもので、国は中央政府として、地方公共団体は地方政府として、国民福祉の増進という共通の目的に向かってそれぞれの機能を分担し、相協力して行政の処理にあたらなければならないものである。すなわち、現代国家における両者の基本的関係は、それぞれの機能と責任を分かちつつ、一つの目的に向かって協力する協同関係でなければならない。

国と地方公共団体との基本的関係を以上のように考えると、固有事務、委任事務という伝統的区別はとることができない。この際、法制上からこの概念の区別を廃止し、都道府県の責任において処理する事務は都道府県の事務、市町村の責任において処理する事務は市町村の事務と、端的に考えることとすべきである。

(2) 都道府県と市町村との基本的関係

旧制度のもとにおいて、都道府県は市町村に対し上級団体であると考えられてきたことが、いまだに強く残存しているようで、都道府県は広域的地方公共団体として、市町村は基礎的地方公共団体としてそれぞれ事務を分担し、相協力して事務を執行するという関係の確立を阻害している。

(3) 行政事務再配分の方針

国と地方公共団体がそれぞれどのような事務を分担するかを決定するに当たっては、それぞれの事務について、その行政責任の所在が明確になるように区分すべきである。しかも、その場合に事務処理の責任と経費負担の責任を原則として一致せしめるようにすべきである。

この場合にも、市町村にできるだけ多くの事務を配分するよう配慮することが、行政の民主的処理と総合的処理との見地から必要である。

(4) 都道府県の事務

都道府県は、国と市町村との中間に位する広域的地方公共団体として、次ような事務を処理する。

- ①市町村の区域をこえる広域にわたる事務で市町村では有効に処理できないもの
- ②市町村の区域をこえて統一的処理を必要とする事務
- ③市町村の連絡調整に関する事務
- ④一般の市町村が処理することが不相当と認められる程度の規模の事務

(5) 行政事務再配分に関連して考慮すべき事項

都道府県についても、その規模拡大の必要性が各方面から指摘されてきたが、最近一部の地域において府県合併を提唱する動きが出ている。都道府県の広域的地方公共団体としての行政能力を充実強化することになるので望ましいと考え、その実現を期待する。

社会、経済、文化の発展に伴い、都道府県又は市町村の区域をこえて広域的に処理することを必要とする事務はますます多くなってきたが、これらの事務を効率的に処理するた

めには、協議会、一部事務組合、地方開発事業団等各種の共同処理方式の活用をはかるべきである。

しかし、これら現行の共同処理方式のみでは現下の広域行政の要請に必ずしも充分に対処しうるものとは認められないので、新たな地方公共団体の共同処理方式の一つとして、特別地方公共団体たる地方公共団体の連合の制度を設けることが適当であるとする。

(6) 国の不信感

行政事務再配分の検討にあたり、当調査会が痛感したことは、国の関係者において、国優先の考え方と地方公共団体に対する不信感の根強いものがあり、反面地方公共団体の関係者において、安易な中央への依存心と自主的精神に欠けるところがみられるとともに、国及び地方公共団体を通じ、相互に関連する問題について協調して解決をはかろうとする意欲に乏しい点がみうけられるということである。このことがこの答申に述べた国と地方公共団体との基本的関係の確立と行政事務再配分の実現を妨げる要因となるものと認められる。

この時に出された「地方公共団体の連合要綱」(概要)

1. 設置

連合は、関係都道府県又は関係市町村が、議会の議決による協議により規約を定めて設置する。

2. 連合が処理する事務

連合は、地方公共団体の事務のうち、数地方公共団体の区域にわたり広域的に処理することを必要とするもので次に掲げる事務を処理する。

- (1) 規約で定める事務に関する総合計画を策定する。
- (2) 総合計画に基づき構成団体の行う事務の実施を推進し、及び調整する。
- (3) 総合計画に基づく事務で、規約で定めるものを自ら実施する。
- (4) 規約で定めるその他の事務を自ら実施する。

3. 組織

- (1) 連合には理事会及び審議会を置く。
- (2) 理事会は、執行機関とし、構成団体の長をもって構成する。
- (3) 審議会は、重要な事項及び規約で定める事項について調査審議するものとし、20人程度で規約で定める数の委員をもって構成するものとする。委員の半数は、構成団体の議会の議員のうちから、残りの半数は、学識経験を有する者の中から選任する。

4. 財政

- (1) 分担金
連合に要する経費は、原則として構成団体が負担する分担金をもって充てる。
- (2) 基金
連合の事務の実施の調整費として使用するため、連合に基金を置くことができる。
- (3) 起債

連合が実施する事務について、連合は、起債能力をもつ。

5. 事務局 連合に事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

6. 国の配慮 国は、連合の事務の実施について財政上の措置その他を講ずる。

5. 第10次（昭和40年9月10日） 府県合併に関する答申

第1 合併問題に関する基本的な考え方

(1) 都道府県は広域的な地方公共団体、市町村は基礎的な地方公共団体としてそれぞれ事務を分担し、相協力し事務を執行するという建前は、府県合併問題を検討するに当たっても、その前提としてこれを堅持すべきものとする。したがって、府県の性格及び府県と市町村の二重構造は、これを変更しないものとする。

(2) 広域的行政処理の要請が増大しつつあり、府県の合併は、広域的な地方公共団体としての府県の自治能力を充実強化するために、効果のある方法であると認められる。

(3) 府県合併は、関係府県の自主合併を建前とすべきである。

(4) 国、都道府県及び市町村間の事務及び財源の再配分並びに市町村の規模の合理化が、地方公共団体の行財政能力の充実強化を図るために必要である。

第2 合併を適当とする規模条件

(1) 自然的、社会的、経済的に一体性のある区域又は将来一体性のある区域として発展する可能性の強い区域であること。

(2) 土地利用、水資源の開発、施設利用等広域的な行政処理を必要とする事項について、一体的に考慮すべき区域であり、かつ、効果的に機能を発揮しうる区域であること。

(3) 一体的な行政管理が可能な区域であること。

(4) できるだけ関係府県間の格差是正に寄与しうるものであること。すなわち、新府県の区域は、開発の進んだ地域とそうでない地域を包含し、相互に補完しあうことによってその一体的開発が推進されることが望ましいものであること。

(5) 現行の府県の区域は、分割しないことを建前とする。

第3 合併の手続方法

(1) 現行法（地方自治法第6条第1項）では、「都道府県の配置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める」と規定されているが、この他に関係府県の発意に基づく合併の手続きとして、関係府県議会の議決による申請に基づき、内閣総理大臣が国会の議決を経て処分するみちをひらくことを考慮すべきである。

(2) 合併にあたっては、国会議員の選挙区、府県議会議員の任期及び定数、職員の身分保障、地方交付税の算定、地方税の不均一課税、義務教育費国庫負担、災害復旧事業費国庫負担、後進地域の開発に関する公共事業費国庫負担金等その取扱いによっては合併を阻害する要因となるものについて所要の特例措置を設け、国は合併府県に対し、合併により期待される効果が発揮されるよう、一部の府県に対し行われている国庫補助負担金の制限

を廃止するとともに、地域開発上積極的な推進を必要とする事業に対する国庫補助負担金、地方債の確保その他財政上の援助措置について、特別な配慮を加えることが望ましい。

なお、これらの措置は、府県合併特例法（仮称）のような形式によることが適当である。

（3）府県合併を行うにあたっては、関係府県の対等合併の方式をとるべきである。

第4 合併に関連する問題

（1）府県合併に伴い、合併府県と未合併府県との間の格差が増大することもあると考えられるが、それは未合併府県が現状よりも悪化することを意味するものではなく、合併とは自ら別個の問題として考えるべきである。

（2）府県合併に伴い、国は、国の地方行政機関等について、新府県の区域を基礎として整理統合の措置を講ずべきである。

（3）大都市制度については別途検討すべきものである。

6. 第14次（昭和45年11月20日） 大都市制度に関する答申

第1 道州制、都府県合併

道州制、都府県合併等のような地方制度の基本的構造にかかわる改革の問題については、さきに答申を行ったところであるが、その後における社会経済情勢の変化に対応し、大都市制度の問題と併行してこの際根本的な再検討を加える必要がある。

これがため、さらに基礎的、実証的な研究を行い、その利害得失を明らかにするとともに、これに基づく国民的合意の形成をまつことが適当であると認められる。

第2 大都市制度当面の改革

（1）東京 広域行政への対応（連合組織）

東京都の行政区域をこえる大都市圏を対象とした新しい総合的な計画が必要であることはすでに指摘したとおりであり、また各種行政実施機能のうちにも広域的な処理の要請されているものが少なくない。これらの課題に対処するため、さしあたり1都3県の連合組織を設けて、計画の策定に当たることにするとともに、一定の広域的行政実施機能たとえば大規模な住宅団地の開発、広域的な交通施設の整備、さらには広域的な公害規制、産業廃棄物の処理等の事務を処理するものとする。

（2）大阪 広域行政への対応（連合組織）

今日、大阪においても、東京と同様に、大都市圏を対象とする適切な計画の必要性は緊急を要する問題であり、かつ各種行政実施機能のなかにも広域的な処理の早急に要請されているものが少なくない。これがため、関係府県の連合組織を設けて、大阪の大都市圏における広域的な計画策定等の任に当たるものとするにより、このような要請に対応す

ることが適当であると考え。この場合関係府県の範囲については、例えば近畿圏の近畿整備区域をおおむね包含する大阪、兵庫、奈良の1府2県の区域を中心に考えることが適当である。

7. 第16次（昭和50年7月23日） 地方財政の硬直化を是正するためにとるべき方策を 中心とした地方行財政のあり方に関する答申

国、都道府県及び市町村間の事務配分の見直しと行政の簡素化合理化

1. 国、都道府県及び市町村間の事務配分の促進

地方制度調査会は、国、都道府県及び市町村間の事務再配分や、再配分に伴う財源の再配分について答申してきたが、これら答申に沿った事務の再配分はほとんど行われていないのが実状である。

これは、中央省庁の地方公共団体に対する強い不信任と権限移譲に対する消極的姿勢に基づくものであると考えられるが、政府全体として行政改革に取り組む強力な体制が確立していないことも大きな理由であると思われる。政府は、現下の厳しい社会経済情勢にかんがみ、固い決意のもとに一体となって速やかに行政事務の再配分を実行すべきである。

さらに、これまで国が地方公共団体又はその機関に対して事務を委任する場合において、これに要する人員及び財源面に対する配慮に欠けるところが少なくなかったことにかんがみ、これらの事務を円滑に遂行していくために必要な財政措置について、国は、十分に配慮する必要がある。

また、近年の複雑多様化している社会経済情勢を反映して、行政に対する住民の関心は高まりつつあり、これに対応して、各種の新たな行政事務が実施されてきている。従って、先の事務配分に関する答申を行った後において、新たに実施されることになった行政事務についても、上記の答申の基本的方針に基づき、事務配分の見直しとそれに伴う財源配分を検討すべきである。

なお、地方事務官制度の廃止については、当地方制度調査会においてたびたび答申を重ねてきたところであるが、いまだその実現をみていないことは遺憾である。国会においても附帯決議が行われたところであり、政府においては、これらの趣旨に沿って早急に廃止を実現すべきである。

2. 行政事務の簡素合理化

国と地方公共団体間の事務再配分の促進と併せて、この際、国及び地方公共団体を通じて行政の簡素合理化について特にその徹底を図る必要がある。

このため、地方公共団体にあつては、行政事務の整理と事務処理の簡易迅速化、行政組織の統廃合等を積極的に進めるとともに、事務の共同処理方式の推進、事務処理の機械化、業務の民間委託等を行うべきである。

また、国においても上記の事務再配分に当たっては、単に国から都道府県に、都道府県

から市町村に事務を移譲するのみでなく、地方公共団体における行政の簡素化に資する見地から、許認可等の関与のあり方を改めるとともに、事務の整理簡素化を促進すべきである。

3. 行政サービスのあり方

近年、地方公共団体に対する住民の要求は、増大かつ多様化する傾向にある。これに対応して様々な新しい行政サービスの供給が試みられているが、これらの中には、地方行政の本来の機能からみて検討を要するものや行政の効果が疑わしいものも見受けられる。

本来、地方公共団体がどのような行政サービスを住民に供給するかについては、それに伴う費用を当該団体の責任において負担することを前提とすれば、地方公共団体が自主的に決めるべき性質のものであるといえよう。

しかし、今後の安定成長下においては、限られた財源を福祉充実のために重点的に配分し、また、社会的公正の見地から受益と負担の関係を明確にしなければならない。このため、行政が責任を持つべき分野についての基準及びその場合における租税による負担と受益者による負担とを区別するための基準を明らかにする必要がある。

当地方制度調査会では、これらの問題について今後とも引き続き検討を進めることとするが、地方公共団体においても具体的な施策の計画・実施に当たっては、以上のような観点に立って、当該団体の実情に即し、長期的見地から適正な施策の選択を行う必要がある。

4. 結び

今後我が国が、厳しい内外の諸情勢の下で量的拡大の時代から生活中心、福祉重視の質的充実の時代へ円滑に転換していくためには、地方行政の果たす役割が極めて大きいことはいままでもない。

従って、地方公共団体においては、自主性と責任を持って行財政のあり方について徹底的に見直し、事務の簡素合理化と行政運営の効率化を進めることにより財政硬直化の是正を図り、その使命と責任を果たす態勢を積極的に整えていかなければならない。

同時に、国においても、地方財政の健全性を確保するため、本答申が過去数次にわたり答申している国、都道府県及び市町村間の事務再配分とこれに伴う財源再配分の促進等の事項について、一層の努力を払うよう重ねて強調するものである。

8. 第17次（昭和52年12月16日） 地方行財政に関する当面の措置についての答申

行政改革の推進

地方公共団体の自主性、自律性を強化し、地方自治の一層の発展を図るとともに行政の効率性を高めるためには、事務配分等を通じて、国の地方公共団体に対する関与を最小限度にとどめる必要がある。

このような観点にたつて、当地方制度調査会は、数次にわたり、国、都道府県及び市町

村間の事務配分の見直しと行政の簡素合理化に関して答申したところであるが、政府においては、現在進められている行政改革において、これらの答申の趣旨を十分に尊重し、とりわけ府県単位機関の整理、許認可等の行政事務の整理簡素化、国庫補助金の整理及び事務手続きの簡素化、地方事務官制度の廃止を強力に推進するとともに、地方公務員の定年制の実施について、地方公共団体がこの制度を設け得る途を開くこととすべきである。

また、地方公共団体においても、行政の簡素合理化について一層の徹底を図る必要があり、このため、各地方公共団体は、行政事務の整理と事務処理の迅速化、行政組織の統廃合等を積極的に進め、事務の共同処理方式の推進、事務処理の機械化、事業の民間委託等を行うとともに、職員の増加の抑制、給与の適正化をさらに促進すべきである。

なお、国においても、地方公共団体の職員の増加又は機構の新增設をもたらすような施策は厳に慎むこととし、地方公共団体の実施する定員の抑制及び機構の簡素合理化に積極的に強力する必要がある。

9. 第17次（昭和54年9月10日） 新しい社会経済情勢に即応した今後の地方行財政制度 のあり方についての答申

前文（答申の背景）

戦後の新しい地方自治制度は、国民生活の中に定着するに至った。その間、制度と運用において改善が行われてきたが、制度の基本的なあり方には変更が加えられないまま今日に至っている。

地方自治制度の発足以来30余年を経過した今日、次のような時代的背景の認識にもとづき地方自治制度の全般的な見直しに立った改革を積極的に推進すべ時期が到来しており、それが時代の要請でもあると考える。

第一は、地方行財政をとりまく環境の変化である。

我が国経済は、高度成長から安定成長へと転換し、資源、エネルギーの厳しく、かつ、恒久的な制約が明確になるとともに、高齢化社会への移行を早めつつある。我が国の行政は、長期にわたる高度成長を背景として、行政需要の増大、高度化に対応して、膨脹拡大してきたが、このように地方行財政をとりまく環境が決定的に変化した今日、行政需要への行政の対応のあり方を根本的に見直すことが求められている。

第二に、国民の価値観の変化である。

我が国の民主主義は、地道に国民生活に根づいてきており、これが国民生活の安定、向上とも対応して、新しい価値観を生みつつある。すなわち、国民生活の各分野において、他律に対する自律、画一に対する多様、集中に対する分散への指向が著しく強まり、地域の自主的な創造力を発揮する新しい地域づくり、いわゆる新しい地域主義が台頭してきている。このような社会的、経済的情勢を背景として、地方自治制度も新しい展開を求められている。

（改革の基本方向と具体的な課題）

以上のような認識に立って地方自治制度の見直しを行い、その改革の方向は次の二つであると考え。

- (1) 国、地方を通ずる行財政の簡素効率化
- (2) 地方分権の推進

このような改革を実現するためには、次に掲げる五つの具体的な課題に適切に対処する必要がある。

- (1) 行政の役割の見直しと行財政の簡素効率化
- (2) 地方公共団体の自主性、自律性の強化
- (3) 地方行政における地域的多様性の重視
- (4) 広域及び近隣の行政需要への適切な対応
- (5) 住民の自治意識の向上

第1 行政のあり方と国、地方を通ずる行財政の簡素効率化

1. 行政の役割

(1) 戦後の我が国の行政は、めざましい経済成長に支えられて、行政の役割について必ずしも十分な検討がなされないまま著しくその領域を拡大してきた。

そのことが今日の行政の無駄や財政の膨脹をもたらす一因となるとともに、国民の間に過度の行政依存の風潮を招き、自主自立の気風を阻害し、ひいては社会の活力の低下をもたらすこととなることも懸念される。

(2) 行政の役割は、それぞれの時代における社会経済の実態、国民意識の動向と本質的に係わる問題であり、また、個人、民間等の役割と全く分野を異にするものではなく、これと重疊的、並存的関係に立つことも少なくないものである。したがって、行政の役割は、必ずしも一義的、普遍的には定め難い面があるが、一般的な観点として次のような事項に留意すべきである。

①責任範囲

行政の目的とする国民福祉の向上は、行政のみの力で達成され得るものではなく、国民ひとりひとりの自立自助の精神、家族の相互扶助、地域社会の連帯、企業の社会的責任等と相まってはじめて可能となるものである。したがって、個人、家庭、地域社会、公共的団体、民間企業等が責任を負うべき範囲や、民間部門の創意や活力に委ねる領域を明確にし、それぞれその責任に属する事柄についてはその責任で処理することが促進されるべきである。

②役割分担

激しい社会経済情勢下においても、国民福祉の向上のために行政に積極的な役割が求められることに変わりはないが、今後は、民間活動等との役割分担の改善を進め、その上に立って行政は、国民生活、社会経済活動に係わる各分野において、新たな社会的需要への対応を含め、適切な役割を果たすべきである。

③民間領域拡大

健全で活力のある社会を維持発展させるためには、社会において健全な民間活動の占め

る領域ができるだけ大きく、これに携わる国民の割合ができるだけ多いことが望ましいと考えられる。

したがって、社会的な需要を単純に行政の領域とするのではなく、民間活動の領域拡大を助長すべきである。

④膨脹傾向の抑止

一般に、行政は、極めて強い膨脹的傾向を有しており、また、一たび膨脹すればこれを縮小することが極めて困難であることも顕著な事実である。行政の役割の判断に当たっては、このような傾向の抑止について十分考慮する必要がある。

⑤方法と範囲の選択

行政が責任を負うべき領域に属する事柄であっても具体的な事務事業の実施については、常に国や地方公共団体がその主体となって直接行われなければならないものではなく、適切な方法で公共的団体や民間企業等に行わせることも考慮されるべきである。

また、基本的に行政の役割が認められる事項について、どの段階で、どのような方法と範囲でその役割を受け持つこととするかについても、十分な検討と適切な選択がなされるべきである。

2. 国、地方を通ずる行財政の簡素効率化

以上のような行政の役割の見直しの上で、国、地方を通ずる行財政の簡素効率化を進める必要があるが、特に地方行政の簡素合理化を図るためには、国の法令整理、国庫補助金制度の抜本的改革等の措置が不可欠である。

したがって、行政事務、行政機構の各般にわたり、今日行政に求められている役割及び行政効果に配慮して厳しい再評価を行い、国は、法令の整理、行政事務の再配分、国庫補助金制度の改革、地方出先機関の整理等の措置を速やかに実施すべきであり、地方公共団体もこれらの措置と相まって行財政の簡素効率化を進める必要がある。

3. 行財政の膨脹に対する抑止策

今後、行政がその役割を適正に果たしていくためには、行政が過度に、あるいは漫然と膨脹することのないよう積極的な抑止策を講ずることが必要であり、そうした観点から特に次の事項を推進すべきである。

(1) 明確化

行政の目的の明確化、行政の計画性の強化により施策体系の整序を図り、行政の優先順位を明確にし、施策相互間の重複競合を排除すること。また、行政目的の明確化により行政施策の波及的な拡大を抑止すること。

(2) 変化に対応した編成

状況の変化に対応して、行政の重点化、合理化を進め、行政制度、機構の再編整備、人員の再配置を図ること。また、今後、状況の変化に即応し易い地方公共団体の機能を重視すること。

(3) 法令整理

行政事務の基礎をなしている法令等の整理を積極的に行うこと。

(4) 補助金制度の整理

国庫補助金制度については、制度自体が行政の膨脹を招き易いことに留意してその整理合理化を図ること。

(5) 増大に見合う縮減

新たに事務、機構、人員等を認め又は増大させるに当たっては、少なくともこれに見合う事務等の縮減を行う方式を活用すること。

(6) 期限設定

法令制度、機構、国庫補助金等について存続に期限を付し、期限が到来した時点で引き続き存続させるべき積極的な理由が認められない限りこれらを廃止することとする制度の導入を図ること。

(7) 能率向上

事務処理手続きの簡素合理化等により事務能率の向上を図ること。

(8) 民間委託

民間委託の可能な事務、事業は積極的に民間に委託すること。

(9) 膨脹抑制

受益者負担の強化等行政需要の無制限な膨脹を抑制する効果をもつ方策を積極的に活用すること。

(10) 民間の創意や活力の活用

民間、地域社会活動等との適切な機能分担を図り、民間活動等の創意や活力を活用すること。

第2 国と地方公共団体の関係の改善及び機能分担の適正化

1. 国と地方公共団体の関係改善

(1) 国と地方公共団体の併立的な協力、協同関係の促進

社会経済の進展に伴い国と地方の双方に関係する行政分野が拡大しており、国と地方公共団体の相互信頼の上に立った協力協同関係の一層の助長、促進を図ることが要請されている。

このような要請に応えるためには、次の事項について検討し、必要な措置を講ずべきである。

①併立的な協力、協同

個別事業法規における国と地方公共団体の関係においても従来の規定のあり方について見直しを行い、一律に許認可、指揮監督等の上下的関係としてとらえるのではなく、事務の性質、内容に応じて協議、同意等の併立的な協力、協同の関係を促進すべきである。

②機関委任事務

機関委任事務については、事務の性質からみて地方公共団体の事務とすることが適切なものは積極的に地方公共団体の事務とするとともに、議会の関与を強化するため必要な措

置を講ずべきである。

③地方公共団体の連合組織

国と地方公共団体相互の協力、協同の関係を促進するため、国は、都道府県及び市町村の全国的な連合組織と緊密な連絡を保つものとするほか、都道府県及び市町村の全国的な連合組織は、地方公共団体の利害に関する法令の制定改廃について国会又は関係行政庁に意見を提出することができるものとする等地方公共団体の意向が国政に適切に反映されるような方途を講ずべきである。

また、個々の地方公共団体の利害に密接に関係する国の事業計画の策定、地域指定等についても、極力関係地方公共団体等の意向が反映されるよう適切な方途を講ずべきである。

(2) 国の地方公共団体に対する関与のあり方

地方公共団体の事務執行については、できる限り地方公共団体の自主性と責任に基づいて処理されることとすべきであり、国の関与は、国の利害と責任に係わるものについて一定水準の行政を全国的に保障する等の見地から必要な最小限度の範囲にとどめるべきである。

国庫補助金等による法令に基づかない事実上の関与が、地方公共団体を国の細かい統制下に置き、地方公共団体の事務処理の自主性と効率性を制約することが多い。このような補助金行政の弊害を排し、地方公共団体の自主性と責任を確保するため、国庫補助金等の整理合理化を推進する必要がある。

2. 国と地方公共団体の機能分担の適正化

(1) 行政事務再配分の必要性

行政事務再配分については、過去において累次にわたって答申・意見がだされているが、その趣旨に沿った行政事務の再配分はほとんど行われていない。

現在、国、地方を通じ国民の身近な行政が増加しているが、行政権限が過度に中央に偏在しているため、かえって行政の非能率をもたらし、国民の行政需要によく応えていない面が少なくない。他方、地方公共団体の行財政能力は戦後30年を経て飛躍的に向上しており、行政事務の再配分に対する必要性はますます高まっている。

今日、地方公共団体の機能と責任を重視して行政事務の再配分を行い、新しい時代における行政体制を確立することは、国、地方を通ずる喫緊の課題である。

(2) 行政事務再配分の方針

ア 行政は、住民の意思と負担とに基づいて行われるものである。したがって、行政事務は、できるだけ住民の身近なところにおいて処理されるとともに能率的に処理されなければならない。

また、行政内容が複雑膨大化し専門化すればするほど地域において総合的に処理されることが必要とされる。さらに、行政責任の所在が明確であることが必要であることはいうまでもない。

イ 行政事務の再配分の実施には、とりわけ次の諸点に留意すべきである。

国においては、全国的、広域の見地又は統一的処理の必要性を理由として、国に事務ないし権限を留保しようとする傾向があるが、そうした必要性についてはあくまでも事務の

実態に即して厳格に判断し、国に留保する事務ないし権限を必要最小限度にとどめるべきである。

また、広域的、統一的な性格を有する事務であっても、国は、法令中に一定の方針又は基準を設定する等の措置を講じたうえ、施策の運営実施はできる限り地方公共団体に委ねるものとする必要がある。

3. 国の地方出先機関の整理縮小

(1) 国の地方出先機関の問題点

地方公共団体の事務と関連する一般の行政事務を分掌する国の地方出先機関は、その設置の時点から既に地方自治との関係で多くの問題をかかえていたところであるが、今日においても、問題が少なくなく、特に地方公共団体及び本省との間における二重行政・二重監督の弊害、地域総合行政の遂行に対する阻害、地域的事務・事業に対する民意反映の欠如、最近における社会経済情勢の変化と交通通信手段の発達に伴う行政の非効率等の弊害が強く指摘されており、その根本的な見直しが求められている。

(2) 国の地方出先機関の整理縮小

国と地方公共団体との適切な機能分担関係を前提にすれば、国の地方出先機関のあり方は抜本的な再検討が必要であり、次のような方向で改革を行うべきである。

ア ブロック単位出先機関

都道府県の区域をこえる管轄区域を有する国のブロック単位地方出先機関が所掌している事務、事業については、一都道府県に係わるものは、原則として地方公共団体に移譲するとともに、地方出先機関において判断し決定する権限がない事務については本省に引き上げることとし、地方行政の合理化の見地から逐次ブロック単位出先機関の整理縮小、簡素合理化を図ることとすべきである。

イ 都道府県単位以下の出先機関

都道府県以下の区域を管轄区域とする国の地方出先機関については、現業又は現場の実施事務を所管するものを除き、原則として廃止すべきである。

第3 都道府県と市町村の関係及び機能分担等

1. 都道府県と市町村の関係及び機能分担等

ア 最近における全国的な都市関係の進展や生活圏域の広域化に伴う地域社会の構造変化と住民意識の変化は、都道府県の広域的、総合的、補完的な機能の拡大を要請する一方、住民の日常生活に必要な基礎的な行政について責任をもつ市町村の機能の充実を要請するに至っている。

このような要請に応えるためには、都道府県は広域的な地方公共団体として、市町村は基礎的な地方公共団体として、その機能を充実発展させつつ、責任を分かち、相互のより緊密な協同関係を確立することにより効率的な地方行政を推進する必要がある。

その場合、市町村の規模、能力、態様は千差万別であり、地域的な発展の状況も様々で

あるので、都道府県と市町村の関係及び機能分担は、一律に画一化する方向ではなく、地域の実態に適合するように多様な対応を指向していくことが必要である。

地方自治法は、地方公共団体の処理する事務を例示し、都道府県及び市町村の処理する事務を定めているが、このような観点から、地方公共団体の事務の規定のあり方についても再検討すべきである。

イ 今日、都道府県及び市町村に求められている機能はそれぞれ大きくかつ複雑多岐にわたっているが、市町村は行政需要ないしは住民の日常社会生活圏の広域化に対応し、他の市町村と協力して共同処理の推進等総合的かつ計画的な行政運営に務め、必要に応じて区域の合理化を図る必要があるとともに、基礎的地方公共団体として、市町村内部の身近な地域需要に対しても適切に対応する必要がある。

また、都道府県は広域的地方公共団体としての機能と責任を果たすとともに、都道府県の区域をこえる行政需要に対しても、積極的に他の都道府県と協力して対処していくことが必要である。

また、区、都道府県、市町村を通ずる各種計画行政の進展に伴い、諸計画間の調整を図り、都道府県行政の総合性、計画性を確保するため、都道府県においても基本構想を定めるものとすべきである。

2. 市町村に対する事務移譲の促進

ア 最近、住民に対する行政サービスの向上と市町村自治の充実強化を図ることを目的として、地方自治法による委任規定の活用により都道府県における許認可事務等の市町村長への移譲が行われているが、このような自主的な事務移譲がさらに円滑に行われるよう法令の見直し、補助金運用の改善等所要の措置をとることが必要である。

なお、都道府県の自主的な事務移譲に当たっては、市町村の側と十分協議しつつ、移譲すべき事務の種類、移譲対象市町村、財源措置等市町村の受入れ体制に十分な配慮をするとともに、行政の効率性、行政責任の明確化に留意して行うことが必要である。

イ 従来、事務配分に当たっては、都道府県あるいは市町村の事務というように画一的な事務の配分が一般的に指向されてきており、そのことが市町村への事務移譲を妨げる一因となっている。市町村の態様は様々であり、その事務処理能力等においてもその差は著しいものがあり、全市町村に対し一律に事務移譲を行うことは必ずしも適当とはいえないことが少なくない。したがって、制度的にも、行政事務配分に当たっては、市町村の規模、行財政能力に応じて可能な限り事務の移譲を行うことを検討すべきである。

第4 住民の自治意識の向上

住民の自治意識の向上は、地方自治の根底をなすものであり、地方自治に対する信頼を高め、地方自治の健全な発達を遂げるには、住民の自治意識の向上が不可欠である。

地方自治の制度と運営は、住民の自治意識の向上によってこそ絶えず見直され改善されるものであることを考えるとき、上記住民自治意識の向上に係る答申事項のうちできるものからその速やかな実現を図ることをあらためて強く要望する。

10. 第18次（昭和56年11月24日） 地方行財政制度のあり方についての小委員会報告

第1 国、地方間の機能分担

国、地方間の機能分担の適正関係については、度々地方制度調査会の答申で言及されている。

これを要約すると、次のようになる。

国、地方間の機能分担について

国と地方公共団体との関係は、国民福祉の向上という共通の目的に向かって、それぞれ機能と責任を分かちつつ相協力していくものであり、今後、社会経済の進展に伴い、国と地方公共団体の相互信頼の上にとった協力、協同関係の一層の助長、促進を図る必要がある。

(1) 行政事務の再配分の推進

①行政は、できる限り住民の身近かなところで住民の意思を反映しながら、住民の批判と監視のもとに行われなければならない。また行政は相互に関連する事務が地域において総合的に処理されることが、その能率のうえからも、住民の利便のうえからも必要である。したがって、住民の身近かなところで処理すべき事務については、地方公共団体の機能と責任を重視して地方公共団体の事務とするよう行政事務の再配分を行い、新しい時代における行政体制を確立しなければならない。

②行政事務再配分については、①で述べた考え方に従い、地方制度調査会から多くの答申が提出されているが、今日に至るまでこれらの答申等に沿った再配分が行われていない。

③行政事務の再配分は特に次のような方針に従って行われるべきである。

ア 国に留保する事務ないし権限は、全国的、広域的見地又は統一的処理の必要性を厳正に判断のうえ、必要最小限度にとどめるべきである。

イ 地方的な政策の企画立案は、地方公共団体の創意と責任において行うものとし、地域的問題については地方公共団体に事務権限を付与するものとすべきである。

(2) 国の地方公共団体に対する許認可事務の整理合理化及び審議会等の設置の義務制の廃止

①地方公共団体の事務執行については、できる限り地方公共団体の責任において処理されることとすべきであり、国の関与は必要最小限に止めるべきである。

②したがって、地方公共団体の事務処理に対する許認可、承認等の権力的な関与は、法令中に国の統一的処理基準等を示すこと等により、思い切った整理統合を図ることが必要である。

③地方公共団体又はその機関が処理することとされている事務を実施するため、法令により地方公共団体に設けるべきものとされている行政機関、特別の資格等を有しなければならない職員及び附属機関等の設置の義務制を廃止し、地方公共団体の組織運営の合理化に資することとすべきである。

(3) 国の地方出先機関の整理縮小

①地方公共団体の事務と関連する一般の行政事務を分掌する国の地方出先機関については、地方公共団体及び本省との間における二重行政・二重監督の弊害、地域総合行政の遂行に対する阻害、地域的事務・事業に対する民意反映の欠如、行政の非効率等の弊害が強く指摘されており、その廃止、縮小を行うべきである。

②ブロック単位の国の出先機関は地方行政の合理化の見地から逐次整理縮小、簡素合理化を図るべきであり、都道府県単位の区域を管轄区域とする国の地方出先機関については、現業又は現場の実施事務を所管するものを除き、原則として廃止すべきである。

(4) 地方事務官の廃止

現在都道府県におかれている地方事務官制度は、地方自治法制定の際に都道府県の職員であるがなお官吏のままとされた暫定的な措置であるが、地方事務官が処理している事務はいずれも住民に身近な性格のものであり、その事務処理に携わる職員の身分について特別の扱いをしなければならない理由はなく、また、任免権と職務上の指揮監督権が分離しているという変則的な人事制度による弊害も多い。したがって、地方事務官制度は廃止すべきである。

第2 府県制度の改革

府県制度のあり方について、かつて地方制度調査会は地方制に関して答申（昭和32年10月18日「地方制度の改革に関する答申」）を行ったところであるが、その後の社会経済情勢の変化に対応して、いわゆる道州制に対する態度を白紙の状態に戻し「大都市制度の問題と併行してこの際根本的な再検討を加える必要がある」（昭和45年11月20日）として今日に至っている。

公選知事を中心とする現在の府県制度は35年の歳月を経て国民の生活及び意識のなかに強く定着し、その間において、府県の地位も重要性を増すに至っている。また、内政の重点が住民の生活基盤の充実に指向されている昨今の事情や住民の自治意識の高揚が重視されている趨勢にかんがみるならば、住民意識や行政需要の動向とかかわりなく府県制度の改廃を考えることには、重大な問題があるとする意見が大勢を占めた。

11. 第20次（昭和61年2月3日）

機関委任事務に係わる当面の措置についての答申

第1 国と地方の関係に関する基本的な考え方

国と地方公共団体との基本的な関係については、国民福祉の向上という共通の目標に向かってそれぞれ機能と責任を分かちつつ相協力する関係としてとらえるべきである。

近年、社会経済の進展に伴い国と地方公共団体の相互信頼の上に立った協力協同関係の一層の促進を図るためには、国・地方を通ずる行政の簡素効率化及び地方分権の推進の観点に立って国と地方との関係を見直し、地方公共団体に対する権限の移譲、機能・職の必置規制の整理等を進めなければならない。

また、国の地方出先機関については、従来から地方公共団体及び本省との間における二

重行政・二重監督の問題、地域総合行政の遂行に対する阻害等の弊害が強く指摘されており、国と地方公共団体との適切な機能分担を推進する観点から、その大幅な廃止、縮小を進める必要がある。

機関委任事務についても、上記の観点に立ち、基本的には、この概念を廃し、国の責任において処理すべき事務は国の事務、地方公共団体の責任において処理すべき事務は地方公共団体の事務と端的に考えることとすべきである。そして、地方公共団体の事務とされたものに関しては、地方公共団体の自主的処理に委ねるとともに、それぞれの事務の性質に応じて行政の広域的処理の必要からする所要の調整又は行政の均等性の確保の観点から行う国の有効な是正措置等について検討するなど、機関委任事務の概念及びこれに伴う現行の法的取扱いに関し抜本的な再検討が必要であるが、当面、その整理合理化を推進するとともに、地方公共団体の自主性・自律性の確保及び事務の適正な執行の確保の両面の要請を踏まえて制度の在り方を見直していく必要がある。

第2 機関委任事務の見直し

現行の職務執行命令訴訟制度は、機関委任事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣の処分違反すると認められるとき、又は機関委任事務の管理若しくは執行を怠るものがあると認められるときに、文書による命令、職務執行命令の裁判及び事実確認の裁判を経て、主務大臣が当該事項を代行することができ、また内閣総理大臣等が知事等を罷免することができるとするものである。

機関委任事務に関する実効性の確保については、国と地方公共団体の関係全般にかかる問題であることにかんがみ、制度の見直しに当たっては極めて慎重な配慮が必要であるが、地方公共団体の長の意見を十分尊重しつつ慎重かつ適切に機能しうる制度として、当面、次のような仕組みを設けることが適当である。

(1) 主務大臣等による代行は、適正な事務の管理・執行がなされなければ明らかに重大な公益の侵害がもたらされるおそれがある場合に限り行うことができるものとし、代行権限の発動が慎重かつ公正になされるよう、手続きを整備すべきである。

(2) 地方公共団体の長の罷免の制度については、住民の選挙によって選ばれた長の身分そのものを奪う措置であり、適当でないので、これを廃止するものとする。

第3 権限移譲の推移

国から地方公共団体への権限の移譲については、住民に身近な事務はできる限り住民に身近な地方公共団体において自主的に処理できるように行うべきである。

第4 地方公共団体の連合組織

国と地方公共団体との関係の改善の観点から、都道府県及び市町村の全国的な連合組織が地方公共団体の利害に関する法令の制定改廃について国会又は関係行政庁に意見を提出することができるものと等の方途を講ずべきである。

V 戦後地方自治制度の沿革

昭和20年（1945年）

- 10月4日 連合軍総司令部、政治犯の即時釈放と特高追放を指令
- 10月27日 戦後初の民間知事の登用
知事公選の声により、京都・山梨・宮城・和歌山に民間人知事
- 11月6日 地方総監府廃止（6日）、地方行政事務局設置（7日）

昭和21年（1946年）

- 3月6日 憲法改正草案要綱に知事公選を含む地方自治の規定が設けられる
- 4月7日 アメリカ教育使節団、報告書発表イリノイ大学総長・ジョージ・P・ストッダードを団長とする使節団は3月7日来日
- 9月1日 地方税法・地方分与税法改正府県に法定外独立税を認める。府県の法定外独立税として府県民税創設
- 9月27日 **東京都制・府県制・市制・町村制の改正**
(法律第26～29号)
公民および名誉職制度の廃止／選挙権・被選挙権の拡大、直接請求制度の創設。議決事件を条例で追加できる制度の新設。府県市会は隔月、町村会は年4回以上定例会を開催すべきことを法定、予算の増加修正に関する制限の撤廃。町村議会に議員の選挙による議長・副議長を設置、選挙管理委員会の設置。教員の議会議員等兼職禁止規定の廃止。請負禁止規定の廃止／都長官・道府県知事・市町村長の住民による直接公選制の新設、都長官・道府県知事は国の官吏とする、地方議会の長に対する不信任議決制度の新設。助役の選任は市町村長が市町村会の同意を得て行う。市町村長に助役解任権付与。町村の助役を必置制から任意制にする／監査委員制度の創設、市町村に対する監督制度の整理
- 10月5日 **地方制度調査会の設置**
9月28日、地方制度調査会官制（勅令472号）公布、内務大臣の諮問に応じて地方行政に関する事項を調査審議する
諮問事項①地方自治制度について、更に改正を加える必要があると認められる、これに対する改正の要綱②府県知事等の身分の変更に伴って、地方における国政事務の処理をいかにするか、その要綱③大都市の現行制度について改正を加える必要があると認められる、これに対する改正の要綱
④府県知事の身分の変更に伴って、地方団体の吏僚制度をいかにするか、その要綱12月25日、内務大臣に答申。この答申を基に政府の地方自治法案が作成され、22年3月15日、第92帝国議会に提出された
- 11月3日 日本国憲法公布
- 11月15日 五大府県会議長会、特別市制に反対決議
神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫の五府県、愛知県は欠席
- 12月27日 教育刷新委員会、6・3制実施を建議

昭和22年（1947年）

- 1月22日 町内会・部落会廃止の訓令
昭和15年内務省訓令17号を廃止、廃止期日は4月1日
- 2月27日 地方制度調査会国政事務処理特別小委員会、特別地方行政機関の廃止を答申
各省が地方にそれぞれ直轄の特別行政機関を設置する動きがあったことから、地方分権の趣旨に則り、閣議決定と逆の廃止すべしとの答申を決定
- 3月31日 地方税法の改正
還付税制度の廃止、国税の地方移譲、法定独立税目の拡張、住民税の増税
- 3月31日 地方分与税法の全部改正（法律第33号）
還付税を廃止、配付税を分与税とし、税の高額な団体には分与額を制限
- 3月31日 教育基本法（法律第25号）、学校教育法（法律第26号）の制定
- 4月1日 第1回統一地方選挙（知事・市町村長）
- 4月17日 **地方自治法の制定**（法律第67号）
日本国憲法と同日の5月3日に施行

地方公共団体の自主性・自律性の強化—地方公共団体に対する一般的監督制度の制限。地方議会の地位を強化し、その自主的・自律的な活動の促進。許可等の個別監督事項の整理。特別市制の設置。東京都の区に原則として市と同様の権能を付与
地方分権の徹底—地方税法を改正し、自主財政を確立。警察事務中、自治警察に属せしむるを適当と認める事項の地方委譲
行政執行の能率化とその公正の確保—同時選挙の方法を新設し、選挙手続を衆議院議員選挙法のそれと同一にする。都道府県に出納長制度を新設
主な改正点—地方公共団体を二分し、都道府県・市町村を普通地方公共団体、特別市・特別区・組合等の団体を特別地方公共団体とする。機関委任事務は省令によらず法律または政令に基づくことを要することとする。法律又は政令により都道府県に属する国の事務に関する都道府県の条例に違反した者に対しては法律の定めるところにより刑罰を科することができるものとする。地方議会に、機関委任事務についての長の説明又は報告の請求権を付与。議会に証人召喚、各種調査権を付与。常任委員会及び特別委員会を新設。都道府県・市参事会制度を廃止。懲罰等についての規定整備。知事及びその部下職員の身分を地方自治体の職員とする。選挙管理委員会・監査委員を行政機関として位置づけ。副知事の制度を新設。出納長・副出納長の制度を新設。知事に国の行政機関に対する指揮監督権を付与。都道府県における国の行政については、別に法律又は政令で除外しない限り、当該都道府県知事に管理執行権を付与。都道府県知事が著しく不適任であると認められるときは、法律の定めるところにより、法律の定める弾劾裁判所にその罷免の訴追をすることができる。地方公共団体本来の活動に関する監督事項の整理。人口50万以上の市のうち法律で指定するものを特別市とする。警察・消防行政については、警察部長以下の官吏たる警察・消防職員をして担任せしめ、道府県知事にこれに対する監督権を付与。強制予算制度と代執行制度の廃止。地方公共団体の事務等の連絡調整を図るため地方公共団体の協議会を設置する

6月5日 全国市長会・町村長会、六・三制経費の全額国庫負担を要望

6月20日 五大市長、議長、特別市制施行を陳情

今国会に特別市の実施に関する法律案を提出するよう首相に陳情

10月1日 全国地方自治協議会連合会発足（全国知事会の前身）

11月30日 六・三制国庫補助、半減される

12月12日 地方自治法改正（法律第169号）

地方公共団体の自主性と自律性を更に強化し、新憲法の精神に基づき地方自治の本旨を一層徹底せしめる

政府が地方行政機関を新設する場合、国会の承認を必要とし、地方行政機関の設置・運営費は国の負担とする。主務大臣の都道府県知事に関する職務執行命令等制度の新設。議会における証言につき偽証罪の規定を新設。地方議会に予算の増額修正権を付与。団体委任事務に関し国の財源措置を義務づけ。

特別市設置のための住民投票にかけるべき住民は関係都道府県住民とする。地方公共団体が処理する事務として、新たに行政事務を加える。条例で刑罰を設けることができることとする。都道府県の部局制の法定。協議会の廃止

12月17日 警察法の制定（昭和23年3月7日施行）

国家地方警察と自治体警察（市と特別区の区域及び人口5万人以上の市街地的な形態実質を備えた町村に置く）の二本建制と都道府県公安委員会の設置。自治体警察の費用は自治体の負担

12月23日 消防組織法の制定（昭和23年3月7日施行）

自治体消防の発足。国家公安委員会に国家消防庁を置く

12月31日 内務省解体、地方財政委員会、全国選挙管理委員会の設置

昭和23年（1948年）

1月7日 地方財政委員会の発足

旧内務省地方局所管の地方財政に関する事務を受け継ぎ、地方税財政制度について企画立案する機関として設置。委員長・国務大臣竹田儀一（後に野溝勝）委員は、国会代表・竹谷源太郎、知事代表・安井誠一郎、市長代表・神戸正雄、町村長代表・生田和平

1月30日 地方制度調査会特別小委員会「特別市施行」の答申案決定

大阪、名古屋については、特別市制の実施につき特別の支障なきものと認める。神戸市については、1月27日付兵庫県地域合併協議会の答申を考慮して、神戸市の市域を拡張し、同市隣接の東方五か町村・西方明石市、明石郡全部及び二見町、北方の有馬、有野、山田三か町をそれぞれ合併し、特別市制を実施して差し支えないと認める。京都市については、郡部に反対があるが、府知事が出来る限り円満な実現に努力すべきである。横浜市については、反対意見が強い状況と認める

- 3月7日 総理府官房自治課発足
- 3月31日 地方自治法改正（法律第14号）
- 5月1日 地方自治法改正（法律第32号）
- 5月24日 地方自治四団体、国の出先機関整理と地方税財政制度確立で要望
全国地方自治協議会連合会、全国都道府県会議長会、全国市長会、全国町村会は、国の出先機関の徹底整理と地方税財政制度確立の即時実行を求める決議を行う
- 6月7日 地方財政委員会の三委員辞任
地方財政委員会の地方税財政制度改革案を政府が無視したことによる
- 6月30日 臨時行政機構改革審議会、報告を提出
地方出先機関の整理等
- 7月7日 地方財政法の制定（法律第109号）
地方財政運営の基本原則、国と地方公共団体・地方公共団体相互の財政調整について定める
- 7月7日 地方税法の改正
国税体系に対する地方税法体系の分離独立を更に徹底化する
- 7月7日 地方分与税法の廃止、地方配付税法の制定（法律第111号）
配付税の税種は、所得税及び法人税
- 7月15日 教育委員会法の制定（法律第170号）、法律廃止31年法律第162号
- 7月20日 地方自治法改正（法律第179号）
地方自治法施行後の運用の実情に鑑み、さらに住民自治の本旨を具現し、その民主化を徹底する地方公共団体の権能を具体的に例示。地方公共団体は国の事務を処理しえず、また事務処理に当たり法令に違反しえない旨明示。議会の議決事項の拡大。長に議会に対する一般的拒否権を付与。議会に再議決権を付与。普通地方公共団体は、条例で定める特に重要な財産又は営造物については、当該団体の選挙人の投票で過半数の同意を得られない場合、当該財産等の独占的利益を与えまたは10年をこえる独占の利用を許す処分をしてはならない旨の規定の新設。住民監査請求制度の制定。分担金条例審査につき公聴会の義務づけ。戦時中における市町村への編入処分等のは正。条例の制定改廃請求権の対象から、地方税・分担金・使用料及び手数料の賦課徴収に関するものを除く
- 7月20日 地方自治法改正（法律第180号）
- 12月29日 地方自治法改正（法律第280号）

昭和24年（1949年）

- 4月15日 神奈川県下十五か町で、自治体警察返上を決議
- 5月31日 地方税法改正
- 6月1日 地方自治庁設置
地方財政委員会及び官房自治課を併せ、総理府の外局として発足
- 8月26日 シャウブ勧告概要発表
- 9月15日 シャウブ勧告全文発表
国・地方の事務の再配分を行うこと。地方財源の充実を行うこと。地方税制の自主性を強化するため、国税・都道府県税・市町村税の三体系を分離独立させ、税に対する権限責任の当該団体への統一を行うこと。国の地方自治に対する干渉を排除するため普通国庫負担金を廃止し、公共事業費に関するものは災害費を全額国庫負担とする以外は現状を維持すること。地方財政の均衡化を徹底するため、地方配付税を廃止して、地方財政平衡交付金を設けること
行政事務配分の基準——行政責任明確化の原則、能率主義の原則、地方公共団体、特に市町村優先の原則
- 11月—— 電気ガス税の獲得についての府県と市町村の争い

地方自治庁は電気ガス税を二分し、電気税を府県税に、ガス税を市町村税にする案であったが、GHQは電気ガス税を一本として市町村税とすべきであるとの見解であった。その理由は、市町村の財政を確立するためどの市町村にとっても税源となりうる普遍的なものは市町村におくべきであり、また電気ガス税は他の税と違って市町村で簡単に徴収できるというものであった。結局は、市町村税とすることで決着した

- 12月26日 **地方行政調査委員会議（神戸委員会）設置**
シャープ勧告を受けて、国・府県・市町村間の事務配分の具体化を調査研究するため設置。委員は、鶴沢総明（明大総長）、高橋誠一郎（文化財保護委員長）、杉村章三郎（東大教授）、湯川元威（農林中央金庫理事長）（当初は渡辺鏡蔵）、神戸正雄（元京都市長）（議長に互選された）の5人
25年10月「国庫補助金制度等の改正に関する勧告」、同12月「行政事務再配分に関する勧告」、26年9月「行政事務再配分に関する第二次勧告」を行った

昭和25年（1950年）

- 5月4日 **地方自治法改正（法律第143号）**
地方自治法施行以来の運営の経験に鑑み地方自治の運営における公正と効率を確保する直接請求の署名について、市町村の選挙管理委員会の審査権及び関係者が一定期間内署名の効力を争う権限を新設。都道府県議会の定例会を年6回以上に改正。議会の長に対する不信任議決の送付手続を新設し、解散後の再不信任議決数を過半数に緩和。議会事務局を法制化。地方公共団体の事務所設置条例の議決要件を出席議員の2/3以上に加重。監査請求の対象に、選挙管理委員会、教育委員会、公安委員会等の権限に属する事務を追加。
- 5月6日 **地方税法改正法案不成立に伴う地方財政善後措置要綱を決定**
- 5月30日 **地方財政平衡交付金法の制定、地方配付税法の廃止（法律第211号）**
（現行）地方交付税法。29年5月15日法律第101号により題名改正
- 6月1日 **地方自治庁、地方財政委員会と地方自治庁に分離**
シャープ勧告による
地方財政委員会は、地方税財務事務の執行機関。5人の委員からなる合議制の機関。総理府の外局であるが、国務大臣を委員とせず、内閣に対し相当強い独立性を持つ
- 7月31日 **地方税法の全部改正（法律第226号）**
地方税源の強化。附加税制度の廃止。道府県税と市町村税との分離
- 9月21日 **シャープ税制使節団、第二次税制勧告発表**
地方税財政の改善案が主
- 10月11日 **全国地方自治協議会連合会、全国知事会と改称**
- 10月14日 **地方行政調査委員会議（神戸委員会）**
「国庫補助金制度等の改正に関する勧告」
- 12月13日 **地方公務員法の制定（法律第261号）**
近代的民主的な公務員制度の理念を導入しつつ地方公共団体の自主性を確保し併せて地方公共団体の多様性に即応せしめることに配慮し、もって地方自治の進展に寄与せしめる
- 12月22日 **地方行政調査委員会議（神戸委員会）行政事務再配分に関する勧告**

昭和26年（1951年）

- 1月13日 **市町村統合と議員数の整理について地方自治庁、要望の通知を全国都道府県知事あて出す**
- 1月30日 **全国市長会、国家地方警察の廃止を要望**
- 3月31日 **25年度地方財政の決算、赤字団体・赤字額とも激増**
- 5月6日 **政令諮問委員会の設置。**
リッジウェイの、総司令部の指示に基づき制定された法令の再審査を認める旨の声明により設置された首相の私的諮問委員会
- 5月28日 **地方自治法改正（法律第160号）**
- 6月12日 **警察法改正**
市町村は住民投票により自治体警察を任意に廃止することができることとされ、続々と廃止決定がされた

- 8月14日 **政令諮問委員会、行政制度改革について答申**
行政事務の整理縮小と中央・地方の事務配分の適正化並びに行政機構の簡素化に関するもの。市町村の規模の適正化、行政事務再配分、行政委員会の原則廃止、地方自治庁・地方財政委員会・全国選挙管理委員会の統合などが主な内容
- 8月24日 **全国知事会、財政窮迫を訴える**
- 9月22日 **地方行政調査委員会議、地方行政事務再配分に関する第二次勧告**

昭和27年（1952年）

- 1月18日 **全国知事会、附加価値税の実施延期を要望**
25、26年実施が延期されていた附加価値税の実施を更に1年延期するよう要望
- 3月5日 **東京都の23区特別区長会、同区議会議長会、区長公選制維持の稟議書を提出**
- 3月13日 **全国知事会、義務教育費国庫負担法案に反対要望**
- 4月14日 **全国知事会、特別市制反対を決議**
五大市側の要請を受け議員提出により五大市を特別市として指定する法律案が国会に提出されたことから、5日意見書を公表したが、更に大都市制度の問題は事務配分と財源調整により解決すべきで大都市を関係府県から分離独立させる特別市の形式によるべきでないと決議した
- 5月22日 **全国市長会、府県廃止決議**
- 5月23日 **地方財政法改正**
国・地方公共団体が寄付の強制割当をすることを禁止。国費・地方費の負担区分の規定を改正。国庫負担と国庫補助を明確に区別
- 6月3日 **地方財政平衡交付金法改正**
地方公共団体に法令による義務的行政を完遂すべき義務を課し、これに対する勧告権及びこれに従わなかった場合の平衡交付金の減額又は返還を規定
- 6月24日 **地方六団体、地方自治諸制度は地方自治の本旨に沿って樹立するよう政府、国会に反省を求める声明を公表**
- 6月28日 **地方税法改正**
政府が地方税負担の均衡と軽減を図る必要を認めながらも、これを必要最小限度に止めようとしたのに反し、国会において事業税、入場税、遊興飲食税等主要な税目について、税率の軽減、非課税範囲の拡大等、主として負担の軽減を図ることを目途として広範囲な修正が加えられた
- 7月31日 **義務教育費国庫負担法成立 8月8日公布、28年4月1日施行**
義務教育職員給与費に対する国庫負担額は、実支出額の二分の一とする。但し、特別の事情があるときは、国庫負担額の最高限度額を政令で定めることができる、などが決まる
- 8月1日 **自治庁の発足**
地方財政委員会と地方自治庁を統合し、従前の全国選挙管理委員会をも合併し、旧内務省地方局の業務全体が自治庁に統合された
- 8月1日 **中央選挙管理会、地方財政審議会設置**
- 8月1日 **地方公営企業法の制定**
地方公共団体の経営する企業について、能率性・経済性を発揮させる水道・軌道・自動車運送・地方鉄道・電気・ガス。地方公共団体の長の組織のもとに企業の管理者を置き、管理者は、企業職員の任免等の権限を有し、業務の執行については地方公共団体を代表するものとし、財務上は企業の経理について特別会計を設け、発生主義に基づく企業会計方式を採用し、企業職員の身分取扱いについては労働組合としての団結権・団体交渉権を認める。
- 8月15日 **地方自治法改正（法律第306号）**
地方公共団体の事務処理の自主性を可及的に保障することにより地方自治の基盤を確実にする。国民の負担軽減のため地方公共団体の組織及び運営の簡素効率化に努める。地方公共団体の組織及び運営を真に合理的ならしめ地方自治に対する不信を防止する。地方自治法の目的を新しく冒頭に掲げる

地方公共団体及び地方公共団体の執行機関に処理を義務づけている事務並びに地方公共団体に設置を義務づけている行政機関及び職員等を全て別表として掲げる。団体委任事務及び機関委任事務については、法律またはこれに基づく政令によるべきこととする。議会の定例会を毎年4回とする。地方議会の議員定数を条例で減少できるとの規定の追加。都道府県知事は、関係市町村及び当該都道府県の議会などの意見を聞いて、市町村の廃置分合又は境界変更の計画を定め、関係市町村に勧告できるとする。都道府県の部局数を人口に応じて区分し、条例による増減を規定。都道府県の副知事、市の助役等の設置を任意制に改正。地方公共団体の協議会、地方公共団体の機関の共同設置、地方公共団体の事務の委託に関する規定の新設。特別区の区長公選制を廃止し、区議会が都知事の同意を得て選任することとする。特別区の区民に身近な事務を区の事務とし、特別区に属する事務を増加。内閣総理大臣、都道府県知事に助言、勧告権等を付与。

8月18日 **地方制度調査会設置法の制定**

地方制度に関する重要事項を調査審議するため、総理府の附属機関として設置。委員は国会議員17名、地方団体関係者12名、学識経験者16名、関係行政機関の職員5名、計50名（ほかに必要に応じ20名以内の臨時委員を置くことができる）

昭和28年（1953年）

1月8日 文部次官、次官会議で義務教育費の全額国庫負担と教職員の国家公務員化を主張

6月1日 全国知事会、全国都道府県議会議長会、地方制度改革案に対し反対意見書提出

8月7日 税制調査会設置閣議決定

8月15日 **地方自治法改正（法律第212号）**

地方公共団体の一般の職員について共同設置しうることを明確化し事務の共同処理に便ならしめる

9月1日 **町村合併促進法の制定（法律第258号）**

31年9月までの3か年の時限法。町村はおおむね8000以上の住民を有するものを標準とする。政府は、3か年に概ね3分の1程度に減少させることを目途に合併を積極的に推進

10月16日 **地方制度調査会（第1次）、地方制度改革に関する当面とるべき措置について答申**

市の基準人口を五万人に引上げ。警察は府県自治警察に一本化。教育委員会は、五大市、都道府県は現行どおり、市は廃止。大都市制度については、特別市制はとらず事務及び財源の配分により行政運営の合理化を図る。財政では、附加価値税の廃止等

昭和29年（1954年）

1月9日 五大市長会、市議会議長会、警察制度改正につき都市警察存置の方針を再確認

2月4日 全国市長会、全国市議会議長会代表、内閣官房長官に対し、市町村権限の強化と知事官選の実現を申し入れる

2月19日 **全国知事会、知事官選に反対決議**

知事官選制は憲法に違反するばかりでなく、民主政治の基盤を擁護し地方自治を強化しようとする民意に逆行するものであり反対せざるを得ない。塚田自治庁長官の官選論の根拠は地方財政の赤字と委任事務の現状にあるが、これらは事務上の問題で、国と府県が共同の責任と協力ををもってすれば解決できるものである。地方自治行政を掌る国務大臣としては、民主政治の基盤を擁護し地方自治を育成強化する施策を十分検討してのちに責任ある意見を発表するべきで、塚田長官の反省を求める

3月31日 **28年度地方財政決算、累積赤字、巨額に**

実質赤字団体が、府県では39府県、市町村では1,685、特に都市では三分の二が赤字団体に転落した。その累積赤字額は462億円、このうち225億円は道府県の赤字であった

5月15日 **地方交付税法改正**

地方財政平衡交付金法を改正し、交付金制度を廃止し交付税制度とする。

5月31日 **地方税法改正**

シャープ税制に相当広範囲に及ぶ改正を加える。附加価値税を廃止し、事業税を恒久的税

目として存置。入場税を国に、これを入場譲与税として都道府県に。都道府県たばこ消費税、市町村たばこ消費税を創設。市町村民税の一部を割いて、道府県民税を創設。大規模償却資産に対する固定資産税の一部を道府県に移す。この改革は、主として道府県税制の拡充強化を意図したものであったが、両譲与税を控除すれば、独立税源の収入額は、改正の前後においても、ほとんど異同がなかった。

6月8日 **警察法の全部改正**（法律第162号）

国家地方警察及び自治体警察の二本建制度を廃止し、自治体警察たる都道府県警察の1本建制度とする。なお、五大市については、1年間に限り、独立の警察が残される

6月22日 **地方自治法改正**（法律第193号）

市となるべき要件を3万から5万に引上げ。附則で、改正法施行当時現に進行中の町村合併にともなう市制の施行については、従前どおり3万で市になれるとされた。町村合併に際し、関係町村が財産処分の協議により財産区を設けることができることとする。警察法の改正に伴う整理。

8月—— **全国市長会、府県制廃止を打ち出す**

普通地方公共団体は基礎的自治体である市町村だけとし、現行府県制は廃止する。その場合、総合開発事業を中心とする広域行政を処理するため、全国を数ブロックにわけ特別地方公共団体を設ける。この特別地方公共団体には原則として一般課税権も、また市町村行政に対する監督権も認めない

9月20日 **都道府県議会議長会、地方制度改革意見まとめる**

10月10日 **全国知事会、地方制度改革意見まとめる**

11月10日 **全国知事会、府県制度、道州制に関する意見を発表**

府県の地域的規模の適正化の再検討、国・府県・市町村間における行政事務再配分の断行、国・府県・市町村間の税財源の適正配分を主張

11月16日 **全国都道府県議会議長会、道州制反対の意見を発表**

世上伝えられる道州制は官治行政の色彩が強く地方自治の本旨を実現するものではなく、道州制に関する問題は府県規模の適正化により解決すべきであるとの意見を10月決定、11月16日の地方制度調査会で発表した

昭和30年（1955年）

4月11日 **関西経済連合会、地方行政機構改革意見を発表**

府県制を廃し、国の出先機関としての道州制の創設と町村の規模の適正化を主張

4月11日 **神戸商工会議所、地方制度改革意見を発表**

府県を統廃合した広域的自治体の存置と五大市の特別市制を主張

5月24日 **全国町村議会議長会、地方自治法改正案は中央集権化と反対意見を発表**

6月7日 **全国都道府県議会議長会、地方自治法改正案反対意見を発表**

6月21日 **経団連、地方自治法改正案・地方財政再建促進特別措置法案の早期成立を要望**

15日には日本商工会議所、23日には経済同友会が同様の意見を発表

6月23日 **全国市長会、地方制度改革の早期実現等を決議**

普通地方公共団体は市町村のみとし、現行府県制度はこれを廃止することなど。地方制度改革の実現、地方自治法改正案の成立等を決議

6月23日 **全国市議会議長会、地方自治法改正案の反対意見を発表**

今次改正は、議会の権限を縮小して首長の権限を強化する一方、地方団体の自主性を弱化するものであると反対意見を発表

7月30日 **地方自治法改正案、審議未了で流れる**

地方自治法改正案の主要なものに、議会の権能を縮小し、その活動を制限するものがあつたため議長会が強く反対

11月1日 **地方制度調査会（第3次）、昭和31年度地方財政に対する措置に関する答申**

12月7日 **地方制度調査会（第3次）、昭和31年度地方行政財政に対する措置に関する答申**

12月29日 **地方財政再建促進特別措置法**（法律第195号）

昭和29年度の赤字団体は、財政再建計画を定め自治庁長官の承認を得て赤字を棚上するため歳入欠陥補てん債を起すことができ、国はその償還について一定の基準で利子補給す

ることができる等、財政再建のための特例措置を講ずる

昭和31年（1956年）

- 4月24日 地方税法改正
都市計画税を市町村税として復活。道路目的税として府県に軽油引取税を創設
- 4月26日 首都圏整備法の制定（法律第83号）
従来、東京地域についてのみ適用されていた首都建設法を廃止して新たに東京を中心とする大都市地域を一体として総合計画を定め、秩序ある建設と発展を図ることを目的として制定
- 5月12日 地方交付税法改正
地方交付税率を22%から25%に引き上げる
- 6月2日 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の制定（法律第162号）
教育委員の公選制を廃止して、長の任命制（議会の同意を必要とする）とする
- 6月12日 地方自治法改正（法律第147号）
民主的でしかも合理的かつ能率的な自治の運営を確立し、行政経費の節減と行政効果の充実に真に住民の福祉を積極的に向上させるような地方自治の健全な発展を期する
都道府県及び市町村の処理すべき事務を例示し両者の分担と協力関係を明確化。議会の定例会の回数を毎年4回以内において条例で定める回数とする。財産の取得・契約の締結に関する議会の議決を条例で定める重要なものに限定。議会の常任委員会数を人口段階に応じて限定。議会議員につき請負禁止規定を設置。議員の除籍規定の整備。長の組織に関する総合調整権の法定。監査制度の充実強化。財産の取得又は設置等に関する長の総合調整権の法定。予算執行に係る長の総合調整権の法定。知事の法令違反に対する内閣総理大臣の是正要求権の新設。主務大臣又は都道府県知事の団体等に対する監査権限を当該団体の監査委員をして実施せしめることができる制度等の新設。地方公共団体間の職員の派遣制度の新設。特別市制度の廃止と政令指定都市制度の創設。都道府県の局部の数を制限
- 6月30日 新市町村建設促進法（法律第164号）
10月1日施行、昭和40年3月19日廃止町村合併促進法に代わって、5か年の時限法として制定
- 9月1日 指定都市制度創設大阪・名古屋・京都・横浜・神戸の5市
- 9月30日 町村合併促進法による町村合併3か年計画終了
村は7,643から1,571に（6,072村減少）、町は1,967から1,904に（63町減少）、市は285から498に（213市増加）
- 12月24日 地方制度調査会（第4次）、地方財政に関する当面の措置についての答申
地方財政の収支は形の上では、かなり改善され、健全化への第一歩を踏み出したといえるが実質的には行政水準の切下げによって行われているであるから必要最小限度の行政内容が確保されるようにならなければ、真に地方財政の健全な基礎が確立されたとはいえないなどと答申

昭和32年（1957年）

- 1月— 全国知事会、全国町村会、郡制改革への意見
全国知事会——都道府県議会議員の選挙区に関する現行法上の郡についてはこれを改めることとし、地理的名称としての郡は強いてこれを廃止する必要もなく、そのままとする
全国町村会——存置意義も極めて希薄となったので、これを廃止すべきである。ただし、都道府県の実情を考慮し、新たに地域を画して適当な名称を設けることができるものとする。この場合、経済圏、各種行政区画、各種団体の区域、選挙区等をこれと一致せしめ、若しくはこれを包摂するよう配慮するものとする
- 3月31日 町村合併、最終結果
町村合併3か年計画は31年9月30日終了。その後32年3月末までは最終の整理期間として未合併町村の合併が進められた。その結果、6,263町村が減少し、進捗率は国の計画に対

- しは99.8%、都道府県の計画に対しては90%を示した。全国の市町村数は、市500、町1,915、村1,451、計3,866
- 5月13日 五大市市長・議長、道州制を推進
- 14日 府県制度改革に伴う大都市制度に関する意見書五大市側としては道州制の実現を推進することとし、この場合、府県との権能上の重複がないので、五大市の特殊な地位からみて、これにふさわしい財源と権能を付与すること。地方制度調査会の結論が二、三府県の統合ということになれば、五大市は府県から独立すべきである。
- 9月27日 地方制度調査会起草委員会、地方制（道州制）、三～四府県統合制の二案成案
- 9月—— 五大府県知事、大都市の独立に反対
- 大都市を包含する五大府県の知事は、先に五大市側が発表した「府県制度改革に伴う大都市制度に関する意見」に反対して、①二、三府県統合の場合、大都市が統合を主張するのは、府県区域の細分化を主張するものであり、府県統合の目的に背反する。大都市が府県に匹敵する行政能力があり、二重行政によるムダを排除し行政の簡素化・能率化を図るといふなら、新府県と大都市との行政一元化により、都制を実現して解決すべきである。②道州制は地方自治を後退せしめるから反対である。かりに道州制になったとしても、大都市の道州外への独立は認められない、とする意見書を発表
- 10月12日 全国都道府県議会議長会、地方制度調査会の府県改革の答申は、中央集権、官治行政をめざすものとして反対声明
- 10月18日 地方制度調査会（第4次）、地方制度の改革に関する答申、（地方制答申）
- 地方制案を出席委員33名中賛成17名で決定。反対12名の支持する「府県統合案」を少数意見として答申に付記全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会は「地方制」に強く反対。市長会、市議会議長会、全国町村会は強くこの案を支持。現行府県は廃止する。／①国と市町村との間に中間団体として全国を七ないし九ブロックに区分した「地方」を置く。②「地方」は、地方公共団体としての性格と国家的性格とをあわせ有する。③「地方長」は、「地方」の議会の同意を得て内閣総理大臣が任命する。身分は国家公務員とし、任期は3年とする。④「地方」の議会議員の定数は、40人から120人、直接選挙、任期は4年とする。⑤国の地方出先機関が処理している事務は、極力「地方」に移譲し、当該地方出先機関は廃止する。⑥現在の府県の事務は、極力、市町村に移譲する。⑦「地方」は課税権及び起債能力を有する／「地方」の区域を管轄区域とする国の総合地方出先機関（仮称「地方府」）を置く⑧「地方府」の首長は、「地方」の執行機関たる「地方長」をもってあてる⑨国の地方出先機関のうち、その処理する事務を「地方」またはその機関に移譲することができないものは、原則として「地方府」に統合する

昭和33年（1958年）

- 4月5日 地方自治法改正（法律第53号）
- 町村議会も事務局を任意設置とする。市の人口基準5万人以上を9月30日まで3万人以上とする
- 5月1日 地方交付税法改正
- 地方交付税率を26%から27.5%に、普通交付税及び特別交付税の交付総額に対する割合を92%及び8%から、94%及び6%に改正
- 11月29日 地方制度調査会（第5次）、地方税財政に関する当面の措置についての答申

昭和34年（1959年）

- 2月28日 地方制度調査会（第5次）、地方公務員の退職年金制度の改正に関する答申
- 3月11日 地方自治法改正（法律第12号）
- 3月17日 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の制定
- 6月11日 大阪府議会、市町村行政一元化を決議
- 5月14日、大阪商工会議所から大阪府・市の行政一元化が打ち出されたが、大阪府議会は11日、「大阪府、市並びに府下市町村の行政一元化」に関する決議を行った
- 12月—— 東京都の区長選任不能、区長不在が長期化
- 区議会の議員構成が多党化し、区長選任の前提である区長候補を区議会多数派でしぼることが困難となり、区長の任期満了後、次の区長の選任が遅れ、区長不在と言う事態が相つ

いだ。34年には文京区、板橋区で100日を超え、34年には世田谷区で240日の不在

昭和35年（1960年）

- 4月30日 地方財政法改正
年度間の財源調整を義務づけ。税外負担の整理。経費負担区分の適正化
- 6月17日 最高裁判所、砂川町に関する職務執行命令請求訴訟につき東京地方裁判所にやりなおしを命ずる
- 7月1日 **自治省発足**
自治庁と国家消防本部を統合して自治省とし、国家消防本部は外局として消防庁となった
- 9月6日 政府、所得倍増、高度経済成長政策発表
- 10月1日 人口の過密過疎進む
10月1日現在の調査によると、26の県で人口が減少、20の都道府県で増加、また、3,511の市町村のうち増加は894市町村のみ
- 10月3日 地方制度調査会（第7次）、首都制度の改革に関する行政部会中間報告
- 10月18日 地方制度調査会（第7次）、地方税財政に関する当面の措置についての答申
- 12月27日 国民所得倍増計画閣議決定
概ね10か年後に実質国民所得を2倍にする

昭和36年（1961年）

- 6月12日 特別区協議会、「特別市」昇格運動、区長公選促進運動を決定
- 11月9日 臨時行政調査会設置法の制定
行政を改善し行政の国民に対する奉仕の向上を図るため、行政制度及び行政運営の改善に関する基本事項を調査審議する
- 11月20日 **地方自治法改正（法律第235号）**
地方行政の簡素合理化
公有水面の境界の決定手続の簡易化。請負禁止規定の決定手続の整備。広域的計画作成のための協議会の設置制度の法定。府県を異にする市町村間の組合の設立・規約の変更について、自治大臣が関係都道府県知事の意見を聞いて許可を与える

昭和37年（1962年）

- 1月16日 地方制度調査会（第8次）、地方開発都市の建設に関する意見（中間報告）地方開発都市に関する答申
- 2月1日 岡山県南広域都市構想の推進に本部を設置
岡山県は、岡山、倉敷両市を中心とした33市町村の大型合併による「100万都市」の38年1月発足を目指し、県南広域都市建設推進本部を設置
- 2月— 都市連合による「阪神広域市」の構想を発表
尼崎・西宮・芦屋・伊丹・宝塚・川西の各市及び猪名川町（面積43平方キロメートル、人口約93万人）からなる阪神広域行政都市協議会が「阪神広域市」構想を発表。広域行政推進のため、合併によらず合併したと同様の効果をあげるための方法として案出したもの。既存の自治体は従来どおり存置する一方、直接公選による長と議会をもつ各種広域行政の管理主体となる広域市（都市連合）を設置することとしている
- 3月31日 地方交付税率、28.5%から28.9%に引上げ
- 4月21日 東京都議会、23特別区の区長公選制は時期尚早と結論
- 5月10日 新産業都市建設促進法の制定（法律第117号）
- 5月10日 **市の合併の特例に関する法律の制定**
北九州5市の合併を契機として制定（法律第118号）
- 5月15日 **地方自治法改正（法律第133号）**
当面の制度的問題の解決
地方公共団体が一部出資し、損失補償をしている法人に関する規定の整備。選挙管理委員会の組織に関する規定の整備。地方公共団体の職員の退職手当の通算に関する規定の整備。新たに指定都市の指定があった場合に必要となる特例及び経過措置に関する規定の整備。知事の任期中の退職、立候補と残任期間

- 5月16日 岡山県、県南100万都市構想を発表
行政事件訴訟法の制定（法律第139号）
- 9月15日 行政不服審査法の制定（法律第160号）
- 10月1日 地方制度調査会（第8次）、首都制度当面の改革に関する答申、
市町村の連合体及び地方開発事業団の設置等、地方開発都市建設と首都制度当面の改革について答申
地方制度調査会（第8次）、地方財政に関する当面の措置についての答申
- 10月5日 全国総合開発計画、閣議決定
工業の分散を中心にすると同時に、地域の均衡ある発展を図るために拠点開発方式が採用された

昭和38年（1963年）

- 1月13日 岡山県、県南広域都市構想（100万都市）実現せず
7市26町村が1月13日に合併し、新「岡山市」をつくるという構想は、37年末までに関係全市町村の合併議決までにいたったが、岡山、倉敷両市長が県への合併申請を拒否したことにより中断した
- 3月27日 臨時行政調査会の第2専門部会、「地方庁」構想を打ち出す
関東、近畿など全国9ブロックそれぞれに、国の総合出先機関（仮称「地方庁」）を設け、それに実施権限を大幅に移すというもの
- 4月1日 北九州市発足
合併は、38年2月10日実現
門司・小倉・八幡・戸畑・若松の各市の合併。人口約105万人
- 4月—— 中部経済連合会、東海3県の統合促進の決議
- 6月8日 **地方自治法改正**（法律第99号）
地方公共団体の組織及び運営の合理化及び能率化に資する地方財務に関する規定の整備——契約の締結並びに財産の取得につき議会の議決事項を条例で定める場合の基準を政令で定める。出納長・収入役の職務権限の拡大。市町村における監査委員を必置化。予算内容に継続費、繰越明許費、債務負担行為等を付加する等規定を整備。収入及び支出に関する事項につき、内部管理の諸手続を合理化。契約締結方法の合理化。現金・有価証券に関する規定の整備。財産に関する取扱規定の整備。住民監査請求に関する規定の整備。職員賠償責任に関する規定の整備。／営造物を財産的管理面から切り離し、公の施設として行政的管理面から規定／特別地方公共団体として地方開発事業団を新設
- 7月10日 近畿圏整備法の制定（法律第129号）
- 8月10日 左藤大阪府知事、関西経済連合会、関西経済同友会とともに阪奈和合併を打ち出す
小野和歌山県知事も賛成阪奈和では奈良県、東海では岐阜県・三重県の各知事が消極的
- 8月13日 臨時行政調査会、「首都行政の改革に関する意見」を首相に答申
首都圏庁の設置と評議会の附置等について勧告
- 8月19日 天野山梨県知事、東京都との合併を打ち出す
- 8月—— 中京3県（愛知・岐阜・三重）についても、中京財界から合併の意見
中心的な推進は愛知県
- 9月16日 早川自治大臣、府県連合の構想を発表
- 12月27日 地方制度調査会（第9次）、行政事務再配分に関する答申
行政事務再配分と地方公共団体の連合制度を答申

昭和39年（1964年）

- 3月12日 大阪府議会、府県連合案に反対
- 4月—— 自民党で府県合併促進の議員立法要綱
自治省のまとめた連合法案は「なまぬるい」との批判が強くなり、同党の地方行政部会では、「都道府県合併促進特別法案」をまとめ、議員立法で提出しようという動きにまでなつた。
- 7月3日 工業整備特別地域整備促進法の制定（法律第146号）

- 7月9日 道路法の改正（法律第163号）
- 7月10日 新・河川法の制定（法律第167号）
- 7月11日 **地方自治法改正（法律第169号）**
 東京都は、府県の事務のほか特別区の存する地域においては原則として市町村の事務をも併せ行うこととされている結果、都行政は複雑かつ膨大となり一つの経営体としての円滑かつ能率的な運営が期せられないこととなりつつあるので、都区の事務配分の見直し等によりその改善を図る従来都が処理してきた事務のうち、社会福祉、保健衛生及び清掃等一般の市に属する事務を特別区に移譲。特別区の議会の議員の定限を60人とする。都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を図るため都区協議会を設置。事務移譲に伴う財源として、固定資産税及び市町村住民税法人分を除く市町村税を特別区税として法定
- 9月29日 臨時行政調査会、行政事務再配分最終答申案決定

昭和40年（1965年）

- 3月19日 地方行政連絡会議法、成立。公布は4月1日（法律第38号）
 同法は37年5月立案され、国会提案5回目で成立全国の都道府県を9ブロックに分け、それぞれの地域の都道府県と指定市で組織する連絡会議を設け、都道府県の枠を超えた範囲で処理しなければならない問題を協議しようというもの
- 3月29日 **市町村の合併の特例に関する法律の制定**
 （法律第6号）
 町村合併促進法、新市町村建設促進法、市の合併の特例に関する法律を廃止。2年間は人口4万人で市に昇格できる。同法は、合併を積極的に推進する趣旨ではなく、市町村が自主的に合併を行おうとする場合、これを円滑に行えるよう、障害となる事項を排除することを目的とした
- 3月31日 地方交付税法改正
 交付税率を0.6%引き上げ29.5%に
- 6月3日 地方公共団体の議会の解散に関する特例法の制定（法律第118号）
 東京都議会議長選挙贈賄事件により制定。地方公共団体の議会は、議員数の四分の三以上の者が出席しその五分の四以上の同意があれば解散できる制度を新設
- 9月10日 地方制度調査会（第10次）、府県合併に関する答申、行政事務再配分に関する第二次答申
 自主合併を基本とする。その前提として、府県の性格及び府県と市町村の二重構造は変更しないという考えをとる

昭和41年（1966年）

- 4月14日 自治省、府県合併特例法案をまとめる
 第10次地方制度調査会の答申を基にまとめたものであるが、自民党政調審議会で合併手続について修正が加えられた。当初案の「合併関係都道府県の議会の過半数の議決を経て、内閣総理大臣にその旨申請する」という点を、①府県の議会の議決要件を過半数から三分の二に引き上げる②過半数を超えても三分の二に達しないときは、住民投票にかけることに修正。
- 4月28日 地方交付税法改正
 交付税率を29.5%から32%に引き上げる
- 7月1日 中部圏開発整備法の制定（法律第102号）
- 7月5日 地方公営企業法改正
 企業団制度の新設など
- 7月26日 行政管理委員会、地方事務官制廃止を勧告
- 11月5日 経団連行政改革特別委員会で府県合併の提案まとめる
- 12月8日 地方制度調査会（第11次）、地方税財政に関する当面の措置についての答申

昭和42年（1967年）

- 3月17日 都道府県合併特例法案閣議決定
- 12月7日 地方制度調査会（第12次）、地方税財政に関する当面の措置についての答申

昭和43年（1968年）

- 4月17日 日本商工会議所、道州制を打ち出す

現在の都道府県を廃止し、全国8ブロック程度に分割。道州は、市町村と国との中間に存在する広域行政機構とする

- 6月3日 第58通常国会閉会
都道府県合併特例法案、廃案
- 6月4日 地方制度調査会（第12次）、行政事務再配分に伴う財源再配分に関する答申
- 6月15日 新・都市計画法の制定（法律第100号）
- 8月27日 地方制度調査会（第12次）、最近における社会経済情勢の変化に伴う地方行政の変ぼうに対処する行政上の方策に関する中間答申
- 11月— 全国市長会、道州制支持の意見を発表
市の権能の拡充に応じて府県の機能を順次縮小し、現行府県制度は将来これを廃止し、別途広域行政機関として再編成するよう根本的に検討する
- 12月18日 地方制度調査会（第12次）、昭和44年度の地方税財政対策についての答申

昭和44年（1969年）

- 1月6日 地方交付税から690億円を国庫に貸す
44年度の地方交付税について。原則として45年度に返すことによって地方交付税率の引下げは行わず、当分の間その率を安定させることとなった
- 3月25日 **地方自治法改正（法律第2号）**
地方行政の制度の合理化と規定の整備を行う地方公共団体の処理すべき事項に消費者の保護と貯蓄の奨励を追加／市町村に行政運営の基本構想の策定を義務づけ／都の議員定数の増加につき特例を設置／選挙期間中の直接請求の署名運動の禁止
- 4月17日 蔵相、地方交付税は地方固有財源と言明
- 5月28日 自治省、「広域市町村圏振興整備措置要綱」を各都道府県に通達
7月23日には第1次広域市町村圏として41地域を指定
①都市とその周辺農山漁村地域を一体として形成されている日常社会生活圏の地域を広域市町村圏として設定する。②広域市町村圏内の関係市町村が、協議会又は一部事務組合の制度を活用して、広域行政機構を設置する。③広域行政機構が、広域市町村圏の広域的かつ総合的な振興整備に関する計画である広域市町村圏計画を策定する。④広域市町村圏計画の策定とそれに基づく事業の実施について、国が必要な行財政上の措置を講ずる
- 5月30日 **新全国総合開発計画決定（新全総）**
①大都市に中枢管理機能を集中させ、工業等の生産機能は地方分散する。
②府県単位の地域開発主義を反省し、地域単位を北海道、東北、首都圏、中部圏、近畿圏、中四国、九州の7ブロックとし、日本列島全体を一つの単位として開発する。③開発方式としては、従来の拠点開発方式の成果を前提としながら、特に新幹線高速鉄道、国土幹線高速自動車道、自動電話等の交通、通信網及び情報産業の整備育成を通じて、これらのネットワークにより開発可能性を全国土に拡大する
- 6月7日 **地方交付税配分方法の改正**
基準財政需要額について、経常的経費と投資的経費とを別建にして計算する。態容補正が、第1種から20種までになっていたのを、中核都市（甲地）とその周辺市町村（乙地）とその他の都市（無種地）の三つのグループに分け、甲地・乙地は更に8階級に分けることとされた
- 8月5日 第61通常国会閉会都道府県合併特例法案、廃案
- 9月18日 永野日商新会頭、道州制への移行を提唱
- 10月15日 地方制度調査会（第13次）、広域市町村圏及び地方公共団体の連合に関する答申、都市制度に関する中間報告
- 10月1日 横浜市、4区を分区
- 10月24日 経団連（会長植村甲午郎）、関経連（会長芦原義重）も道州制で意見一致

昭和45年（1970年）

- 1月19日 地方制度調査会（第14次）、昭和45年度の地方税財政対策についての答申
- 2月— 全国知事会、財界の「道州制」論に反対

広域行政の実を上げるためには道州制が最善のものではない。道州制のもとでは、とうていキメ細かい対策がはかれない、と

- 3月12日 **地方自治法改正**（法律第1号）
市町村となるべき要件の特例措置として人口基準を3万人以上とする等を定める2年間の限時措置。
- 4月17日 地方税法改正住民税法人税割の税率を、市町村分を0.2%引き上げ9.1%に、道府県分を0.2%引き下げて5.6%とするなど
- 4月24日 過疎地域対策緊急措置法の制定（法律第31号）
35～40年国勢調査で人口が10%以上減少し、財政力指数が平均の40%未満の市町村に財政援助を行う
- 7月13日 広域市町村圏73圏域を指定
前年の55に加え128となる
- 7月1日 我孫子で特例法に基づく初の3万人市誕生
- 8月6日 自治省、コミュニティ構想発表
- 11月20日 地方制度調査会（第14次）、大都市制度に関する答申
- 12月29日 児童生徒急増市町村義務教育施設整備に関する特別措置決まる

昭和46年（1971年）

- 4月3日 自治省、コミュニティ対策要綱を発表
- 5月31日 自動車重量税法、自動車重量譲与税法の制定
- 8月3日 税制調査会、長期税制のあり方について答申
- 8月15日 ニクソン声明によるドル・ショック
- 8月28日 札幌、川崎、福岡の各市が政令指定都市に。施行は47年4月1日
- 12月16日 地方制度調査会（第15次）、地方税財政に関する当面の措置についての答申巨額な地方財源不足に対処するため
- 12月31日 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の制定（法律第129号）

昭和47年（1972年）

- 5月15日 沖縄返還
沖縄県発足
- 6月11日 田中通産相、日本列島改造論を発表
- 6月16日 工業再配置促進法の制定（法律第73号）
過密地域から工業の集積度が低い地域への工場の移転と、当該地域における工場の新增設を推進する措置を講ずることとしたもの
- 6月22日 新都市基盤整備法の制定（法律第86号）
- 7月1日 東京都品川区議会、区長準公選条例を全会一致で可決
- 7月7日 広域市町村圏に84圏域を指定、計329圏域を指定
- 10月26日 地方制度調査会（第15次）、特別区制度の改革に関する答申
区長公選制などを提案
- 12月25日 地方制度調査会（第15次）、地方税財政に関する当面の措置についての答申

昭和48年（1973年）

- 1月6日 東京都新都市財源構想研究会、法人二税の引き上げを中心とした第1次報告書提出。以後54年1月発表の第7次報告「財政改革と大都市経営」まで活動
- 5月19日 東京都江東区、杉並区内のごみ搬入実力阻止決定
- 11月9日 地方制度調査会（第15次）、今後の地方財政のあり方に関する中間答申
土地対策、コミュニティ及び住民参加、地方公務員制度、地方税及び地方交付税のあり方について

昭和49年（1974年）

- 1月18日 三鷹市議会コミュニティ・センターの管理運営を住民に委託することを盛った条例を可決
- 6月1日 **地方自治法改正**（法律第71号）

特別区制のあり方につき改善を加え住民により選挙された区長が適切にその責任を果たし
うようにする。住民の生活圏の広域化に対応する。

特別区の区長の選任方法につき、公選制を採用。特別区の処理すべき事務を一般の市とほ
ぼ同一ならしめる。特別区の配属職員の廃止。複合的一部事務組合制度の設置。行政財産
の貸付に関する規定の整備

6月25日 国土利用計画法の制定（法律第92号）

6月26日 国土庁設置法の制定

7月—— 大都市企画主管者会議が大都市白書で事務所・事業所への課税を提案

大都市企画主管者会議は、政令指定9都市の企画担当部局長で構成

11月25日 杉並清掃問題で反対期成同盟と東京都が東京地方裁判所で和解調書に調印

12月19日 地方制度調査会（第16次）、地方行財政に関する当面の措置についての答申

事業所税の創設、市町村合併の特例の延長を図ることなど

12月—— 東京都新都市財源構想研究会（座長木村禧八郎）、事務所事業所税の創設や特別公募債の発行を提案
する「大都市緊急財源構想」を発表

昭和50年（1975年）

3月28日 市町村の合併の特例に関する法律の改正

50年3月28日をもって失効することとなっていた本法を、今後とも、市町村行政の広域合
併の要請等に対処し、市町村の合併の円滑化を図るため、本法の特例措置を引き続き存置
させることとし、その有効期限を60年3月31日までとした

3月31日 地方税法改正

事業所税の創設

5月1日 兵庫県阪神環境事業公社設立

兵庫県と尼崎・西宮・伊丹・宝塚・川西・芦屋の6市で設立。阪神間の産業廃棄物を公社
方式で解決しようというもの。54年度を目標に尼崎市地先に廃棄物を投棄、埋め立てる
計画

5月14日 横浜市区民会議

前年8月から10月にかけて新総合計画をテーマに市民討論集会を開催したこれがきっかけで
自主的な区民会議がうまれた。市民推進会議設置要綱などを定める

5月20日 兵庫県で常設の県民会議スタート

7月23日 地方制度調査会（第16次）、地方財政の硬直化を是正するためにとるべき方策を中心とした地方行
財政のあり方に関する答申

12月15日 地方制度調査会（第16次）、昭和51年度地方財政対策に関する地方制度調査会委員の意見につい
て

昭和51年（1976年）

6月16日 地方制度調査会（第16次）、住民の自治意識の向上に資するための方策に関する答申

地方自治の日の設定、選挙期日の統一、地方議員の半数改選制（3年ごと）、住民投票制
度の拡張、直接請求制度の改善、コミュニティ対策の推進等について答申

7月15日 都道府県議会議長会、地方議員の半数改選制反対を決議

選挙区の設定、選挙区別定数等現行選挙制度に大きな混乱をきたすとともに、多様化した
地域住民の意思を的確に議会に対し反映することが困難となることが予想される等幾多の
問題を含んでいるとして、反対を決議

8月24日 全国革新市長会総会で飛鳥田会長「地方自治委員会」の設置構想を提案

自治省の上に自治体参加の「地方自治委員会」を置く構想

9月27日 美濃部東京都知事、国に対する財政戦争を宣言

10月22日 地方制度調査会（第16次）、地方税財政制度のあり方についての起草委員会
報告

12月13日 摂津訴訟判決

東京地方裁判所は、「児童福祉法の規定は、単に抽象的な国の負担義務を定めたもの」と
して、摂津市の請求を棄却した

- 12月23日 全国知事会、法人事業税に外形標準課税の導入方針を決定引き続き政府に法人事業税に外形標準課税を導入するよう要請することとするが、法律の改正が行われない場合は53年度から条例によって実施することを目途に準備を整えることを決定

昭和52年（1977年）

- 5月27日 地方自治法改正（法律第46号）
10月3日 税制調査会、今後の税制のあり方について答申
11月4日 第三次全国総合開発計画を閣議決定
定住圏構想を柱とする
11月30日 全国知事会、法人事業税外形課税実施問題研究会最終報告まとまる
国において税制改正が実施されない場合に対処するため、法改正に至る間の経過措置として全国一斉に実施できるように実施案をまとめたもの
12月16日 地方制度調査会（第17次）、地方行財政に関する当面の措置についての答申

昭和53年（1978年）

- 1月20日 全国知事会、法人事業税外形標準課税導入の実施延期を決定
最近における異常ともみられる深刻な不況にかんがみ、実施の時期に配慮を加える必要があること。政府税制調査会の答申で提案されている新税（一般消費税）との関連を考慮する必要があること、等の事情から53年度からの実施を延期することを決定した
4月9日 京都府知事選挙、自民、新自由クラブ推薦の林田悠紀夫当选
28年間の蛭川虎三革新府政終わる
4月20日 東京都、下水の迷惑料を隣縣市町に払う
東京都は、埼玉県境の荒川右岸流域下水道東京処理場建設に伴って同処理場での処理水が埼玉県下の4市1町を流れることとなるため、4市1町と緑地帯整備費用（約5億円）の負担などの協定に調印した
7月14日 神奈川県、東京都、埼玉県・横浜市、川崎市の5自治体が主催して「地方の時代シンポ」を開催
9月19日 神戸市、明石市に下水処理場の迷惑料を払う
環境整備費として、1億6000万円を支払うことで反対住民及び市と合意
10月4日 広島県、知事の許認可権限を大幅に市町村に委譲
11月10日 全国知事会、新しい時代に対応する地方行財政に関する措置についての報告をまとめ、中央省庁の事務手続の簡素化等を求める
11月18日 特定不況地域中小企業対策臨時措置法の制定（法律第106号）
12月2日 武蔵野市長、水道法違反で東京地検に起訴される
日照権の侵害を理由にマンションに上水道の給水を拒否したため
12月15日 東京都中野区議会、教育委員の準公選条例案を可決
「教育委員の任命に先だち、区民投票を行い、区長はこの結果を尊重して任命する」
12月25日 地方制度調査会（第17次）、地方行財政に関する当面の措置についての答申
一般消費税の導入に当たってはその一部を地方独立税とし、これにより事業税の外形標準課税問題を解決すること／定住圏構想の推進に当たっては、広域市町村圏を基礎として新広域市町村圏計画を策定し、これを主軸に整備事業を実施すること／地方交付税は税率引き上げ、対象税目の拡大により増強すること。特に一般消費税が導入される場合は国税分を地方交付税の対象税目とすること。地方交付税の趣旨から赤字地方債は発行しないこと
12月27日 政府税制調査会、一般消費税の55年からの実施方針を首相に答申

昭和54年（1979年）

- 1月30日 自治省、新広域市町村圏計画の策定要綱を決定
広域市町村圏の事業を地域産業振興や教育、福祉施設の整備などに広げる
3月30日 民事執行法の制定（法律第4号）
4月5日 東京都、中野区教育委員準公選条例の取り消しを求める大内正二同区長の審査申立てを棄却
4月8日 東京都知事に自民・公明・民社推薦の鈴木俊一当选

- 美濃部知事時代終わる
- 4月18日 東京都と自治省の財政戦争終結
都の指定職職員の退職金を55年度から段階的に削減する、財政健全化債の一部100億円を繰り上げ償還する方針を自治省に伝える
- 4月20日 自治省、「新広域市町村圏計画」の策定要綱をまとめ、都道府県知事に通知
- 5月19日 地方自治総合研究所、「地方自治制度の改革課題」まとめる
市町村優先の自治制度、自治財源の拡充などを提言
- 5月25日 東京都中野区、中野区教育委員準公選条例を公布
区民投票は、教育委員の定数を2人と3人に分け、2年ごとに実施。立候補は、有権者の60人以上の推薦を添えて告示日から5日以内に届出
- 5月29日 全国知事会の自治制度研究会、「変動期における都道府県政」報告書
- 6月5日 川崎市、全国初の「市民自治財団」設立
- 6月12日 元号法の制定（法律第43号）
53年10月17日の閣議で「昭和」後の元号問題について従来の内閣告示方式を改め、法制化で存続させる方針を決定。元号は、内閣が政令で定めること、その元号は、皇位の継承があった場合にだけ改められるものであることを規定
- 6月22日 エネルギーの使用の合理化に関する法律の制定（法律第49号）
- 7月6日 航空機疑惑問題等防止対策協議会、オンブズマン制度の導入などの意見
首相の私的諮問機関。9月5日倫理委員会設置などを提言
- 7月30日 行政管理基本問題研究会（行管庁の委嘱・座長辻清明）「今後における政府・公共部門の在り方と行政改革」を報告行政の守備範囲を縮小する方向で抜本的見直しを指摘
- 8月16日 国土庁、28府県の28圏域を定住圏計画策定モデル地区として指定
- 8月17日 自治省、地方公務員の退職手当の国家公務員並み水準への引下げを都道府県に通達
- 8月23日 自治研修協会の「国と地方の機能分担研究委員会」（委員長・成田頼明）が
「国と地方の新しい関係—その基本的な考え方と方向づけ—」報告書
- 8月27日 文部省、教育長候補者を面接
都道府県・指定市の教育長人事を文部省が承認する際に、54年4月から同省初等中等局長が教育長候補者を面接していることが明らかになった。これまでは特別の場合以外は書類中心での形式的審査であった
- 8月31日 自治省、都道府県知事・政令指定都市市長あて条例外のヤミ給与支給停止を通達
- 9月10日 地方制度調査会（第17次）、新しい社会経済情勢に即応した今後の地方行政制度のあり方についての答申
- 9月26日 （財）日本都市センター、「新しい都市経営の方向—今後の方向とあり方」報告書
- 10月17日 滋賀県、「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」公布。55年7月1日施行
- 11月8日 全国地方文化行政シンポジウム開催（～9日、横浜市）
- 11月30日 閣議で国債発行1兆円減額を決定（財政再建元年）
- 12月18日 地方制度調査会（第18次）、昭和55年度地方税財政対策に関する地方制度調査会会長意見
- 12月21日 衆参両院本会議で財政再建に関する決議案を全会一致で採択
一般消費税の55年度導入反対を趣旨とする

昭和55年（1980年）

- 2月17日 国土庁、首都改造計画の基本方針を策定
- 2月18日 全国市議会議員会の都市行政問題研究会、「大都市における議会と住民」報告書まとめる。議会機能の充実と住民運動を議会に積極的に参加させるよう提言
- 3月29日 「情報公開法を求める市民運動」発足
- 3月31日 過疎地域振興特別措置法の制定（法律第19号）
過疎地域対策緊急措置法は10年間の期限が切れ、3月31日失効
- 4月1日 広島市、10番目の政令指定都市になる。
54年8月31日の閣議で決定
- 4月23日 東京都財政再建委員会が最終答申

- 民間委託などで減量経営、有料福祉
- 5月22日 学級編成・教職員定数標準法等改正
12年計画で小中学校の学級編成を40人以下とするなど
- 5月28日 農用地利用増進法の制定（法律第65号）
- 5月30日 石油代替エネルギーの開発及び導入に関する法律の制定（法律第71号）
- 7月4日 中野区議会が教育委員準公選条例改正案を可決
81年2月実施確定。郵便投票
- 7月7日 故大平首相の私的諮問機関の田園都市構想研究グループ、最終報告まとめる。
21世紀初頭までに全国に200～300の田園都市と呼ぶ個性豊かな活力ある地域社会のネットワークを形成しようというもの
- 8月4日 全国革新市長会、「革新都市づくり綱領」まとめる
- 8月29日 定住構想推進連絡会議、全国40圏域のモデル定住圏計画を決定
定住構想の具体化へ動き出す
- 8月30日 航空審議会、関西国際空港部会が関西新空港の計画を決定
9月1日、本体計画を答申
- 9月19日 経済同友会、地方交付税の引下げを主張
81年度税制改正に対する見解のなかで、地方交付税率を段階的に引下げ、地方公共団体に対しては、事業の見直し、人件費の適正化など自主的な合理化努力を強く要請すべきだと主張
- 10月2日 東京都議会、環境影響評価条例案を可決
10月9日、神奈川県議会でも。北海道・川崎市を含め4団体がアセスメント条例を持つこととなる
- 11月7日 政府税制調査会、財政体質を改善するために税制上とるべき方策についての答申
課税ベースの広い間接税の検討は避けて通れない課題であり、引き続き論議を重ねることが適当である、とした
- 11月21日 農住組合法の制定（法律第86号）
- 12月3日 鹿児島県、新大隅開発計画を発表
- 12月5日 臨時行政調査会設置法の制定（法律第103号）
- 12月18日 地方制度調査会（第18次）、地方行政財政に関する当面の措置等についての答申
- 12月22日 全国知事会の地方行政財政基本問題研究会、「地方行政財政に関する今後の措置について―機関委任事務の整理、再配分について」報告書
現行機関委任方式を廃止し、社会経済情勢の変化に伴う制度に見直した上で、各種事務の機能に応じた分担方式に改めるべきだとする
- 12月27日 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の制定（法律第111号）
赤字ローカル線切捨てなど

昭和56年（1981年）

- 1月6日 閣議で2月7日を「北方領土の日」と決定
1855年の日露和親条約締結に因む
- 2月12日 東京都中野区の教育委員準公選の郵便投票（～25日）
投票率42.9%、3月3日任命
- 2月26日 産業計画懇談会（代表世話人・桜田武）、「驚くべき行政の現状と改革の方途」と「財政再建のための提案」を発表
①政府予算の伸び率を名目国民総生産以下に抑えるとともに公務員の新規採用を自然減以下に抑える②行政組織の中にあるムダの排除に取り組み、歴史的役割を終えた機構の圧縮と改廃を実施する③行政拡大を正当化させてきた「国民のニーズ」の再検討④許認可・行政指導という行政介入を整理、圧縮する
- 3月3日 閣議で国鉄経営再建特別措置法施行令、正式決定
赤字ローカル線廃止へ
- 3月16日 臨時行政調査会（第2次臨調）、初会合
会長は土光敏夫前経団連会長、委員は圓城寺次郎・林敬三・宮崎輝・瀬島龍三・辻清明・谷村裕・金杉秀信・丸山康雄。

- 3月16日 「行革推進5人委員会」が声明「臨時行政調査会に期待する」を発表
5人は・稲山嘉寛・永野重雄・大槻文平・佐々木直・日向方斉。
- 3月29日 国家公務員の「4週5休」制実施
- 4月17日 臨時行政調査会、基本的検討課題を決める
①80年代移行の行政改革の理念と行政の中期的ビジョン確立②高度成長期に肥大化した行政の合理化と行政の責任領域の見直し
- 4月20日 政府、自民党の行政改革推進本部発足
- 5月1日 自治省、地方自治法改正案の今国会への提出を断念
①監査委員の監査対象を広げ、国の機関委任事務も含めた一般行政事務についてもできるようにする②国の機関委任事務について地方議会に検査権、監査請求権を認める③国が地方自治に影響を及ぼす法令を制定改廃する場合は、全国知事会など地方6団体が国会や内閣に意見を提出できるようにする、など
- 5月23日 政府、全国都道府県知事会議を開催
行政改革に関する地方自治体の意見を聴取
- 6月3日 「行政改革に関する市町村長代表者会議」を開催
- 6月3日 福岡で「1日臨調」開催。以後5都市で（～17日）
- 6月8日 通産省、高度技術集積都市（テクノポリス）の建設候補地16地区を選定
- 6月10日 広域臨時環境整備センター法（フェニックス計画法）の制定
- 6月22日 臨時行政調査会の第1、第2部会が各部会報告提出
第1部会は、老人医療の有料化・教科書有償化など。第2部会は、国家公務員の定員削減など
- 7月10日 臨時行政調査会、行政改革に関する第1次答申
行革の基本理念を「活力ある福祉社会の実現」と「国際社会に対する貢献の増大」とし、行政改革は、変化への対応・簡素化効率化・信頼性の確保の観点から進められるべきであるとす。
「国、地方を通ずる行財政の簡素・効率化を図るために、地方自治の原則に立脚しつつ、地方における行政の効率化及び支出の節減合理化を国に準じて行う。」定数の合理化、適正化。給料、退職手当の適正化等。地方公務員の定年制の早期導入
- 7月17日 閣議で、臨時行政調査会第1次答申の「最大限の尊重、速やかな実施」を正式決定
- 7月17日 行政管理庁のオンブズマン制度研究会が報告書
行政機構内にオンブズマンを置くことを求める。人数は3～5人程度とし、具体的な権限を①国民と行政の間に立って、行政に対する苦情を受け付けるとともに、行政運営を監視し、不当なものについては改善策を勧告する②国、特殊法人のほか、自治体の機関委任事務も監視の範囲とする、などとしている
- 7月31日 地方制度調査会（第18次）、地方行財政と行政改革のあり方についての意見
- 8月25日 閣議で「行政改革に対する当面の基本方針（行財政改革大綱）」を決定
- 10月1日 住宅・都市整備公団発足
- 10月1日 自治省、地域経済振興対策の推進地域に55地域、77市町村を第2次指定
1次は、4月。計229市町村に
- 10月6日 衆院・参院、それぞれ行財政改革特別委員会を設置
- 10月12日 自治省、都道府県と指定都市に職員給与の実態の公表を指導
- 11月11日 「国の機関委任事務も対象」情報公開の推進で神奈川・埼玉など8府県合意
- 11月13日 国家公務員退職手当引下げ・地方公務員定年制導入の2法案、衆院で可決成立
- 11月21日 自由民権百年全国集会、開催（～22日、横浜市）
- 11月24日 地方制度調査会（第18次）、地方行財政制度のあり方についての小委員会報告
- 11月27日 行革関連特例法の成立。12月4日公布
行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（法律第93号）
- 12月3日 産業計画懇談会、税体系の見直しを提言
①税収全体が増えない範囲で、直間比率を50%ずつに改める②所得税は税率緩和と課税最低限の引上げの2本建で減税する③法人税の国、地方を合わせた負担割合を50%以下にとどめる④相続・贈与・固定資産税の負担を軽減する⑤利子・配当課税は、マル優を全廃して5%程度の低率の源泉分離一本とする、などを提案

12月28日 臨時閣議で、57年度「行政改革の推進に関する当面の措置」を決定

昭和57年（1982年）

- 1月11日 労働省、全国銀行協会連合会へ銀行の土曜休日・完全週休2日制実施を要望
- 2月1日 経団連、財政金融、税制の両委員会懇談会開催
財政再建貫徹、大型間接税導入反対を政府に要請することで合意
- 2月5日 自治省、57年度市町村決算概要をまとめる
歳入24兆3660億円（前年度比9.9%増）、歳出23兆6840億円（同10.3%増）で累積赤字額19兆円
- 2月10日 臨時行政調査会、行政改革に関する第2次答申
車検期間延長、運転免許証即日交付、データ通信自由化など
- 2月24日 財界5団体主催の「1日臨調」土光会長表明
①増税なき財政再建は堅持すべきだ②基本答申では58年度歳出削減も含めた徹底的行革を推進する
- 3月24日 鈴木首相、反核・軍縮を訴える自治体・議会の決議や意見書採択に抑制を求める発言
- 4月1日 地域改善対策特別措置法施行（法律第16号）。5年間の時限立法
- 4月1日 京都市、空き缶回収条例を施行
- 4月1日 山形県金山町、情報公開制度実施。自治体で初の条例化による
- 4月9日 全国知事会、「地方に対する権限の移譲、関与の整理について」の提言
行政についての権限の移譲、国の関与の整理を速やかに断行すべきことを提言。152項目に及ぶ権限移譲の提言
- 4月13日 自治省、自治体の情報公開について、国の委任事務の公開も可との見解示す
- 4月22日 運輸省、国鉄改革案まとめる
26万人体制、2特殊法人への分割など
- 4月26日 厚生省、「有料家庭奉仕事業」の実施要綱を都道府県に通達
有料で老人ホームヘルパーを派遣する
- 5月17日 臨時行政調査会第4部会、「三公社・特殊法人等の在り方について」を調査会に報告
国鉄の地域分割・特殊会社化など
- 5月24日 臨時行政調査会第3部会、「国と地方の機能分担等の在り方について」を調査会に報告
①自治体に対する機関委任事務を、2年間で少なくとも1割整理②国が地方に出している人件費補助は、地方税等一般財源に移行③上乗せ福祉は地方独自の財源で実施せよ
- 5月29日 臨時行政調査会第1部会、「行政改革の理念及び重要行政施策の在り方について」を調査会に報告
「増税なき財政再建」の堅持をうたう
- 5月31日 臨時行政調査会第2部会、「総合調整機能及び行政組織の在り方について」
「公務員給与の在り方について」を調査会に報告
北海道・沖縄両開発庁の国土庁への統合、総合管理庁の新設など
- 6月7日 全国市長会、「都市行革白書」発表
「全国の都市における機構簡素化・経費節減合理化実施状況」
- 6月23日 東北新幹線開業。大宮盛岡の間、3時間17分に
- 6月28日 高知県窪川町、住民投票条例案を発表
四国電力原子力発電所設置計画の可否を問う
- 6月30日 国土庁、第四次全国総合開発計画（四全総）策定着手を決定
- 7月14日 共済年金制度基本問題研究会、国鉄年金救済のため、国鉄・電電・専売の三公社と国家公務員年金の59年度合併が望ましいと、渡辺蔵相に報告
- 7月19日 高知県窪川町、原発住民投票の条例を可決
- 7月20日 自民党税制調査会、正副会長会談でグリーンカード制度実施5年間延期決定
- 7月23日 行政事務簡素合理化法施行
法律355本を一括整理
- 7月23日 全国知事会「行政改革の推進に関する決議」
国の出先機関の整理統合や府県単位の出先機関の原則廃止、地方事務官の速やかな廃止等を決議

- 7月23日 プライバシー保護研究会、「個人データ処理に伴うプライバシー保護対策」を答申。行政管理庁の諮問機関
- 7月30日 臨時行政調査会、行政改革に関する第3次答申（基本答申）
国と地方の機能分担の合理化、地方財政の制度・運営の合理化、効率化、地方に対する補助金制度の改善、広域行政に対応する地方行政体制の整備「都道府県、市町村で構成されている地方公共団体については、国民の間に安定した制度として認められるようになってきたことも事実であるが、一方、旧来の団体の区域が今日の経済社会に関する諸活動や諸問題の解決等にとって適切なものとはいえない難い面があることも否定し得ない実情にある。」
市町村については「地域の自主性を尊重しつつ、合併を促進すべきである。しかし、当面現実の問題としては、市町村間の共同処理方式によって臨時緊急に対応する必要があり、これらの事務の共同処理体制・制度の充実に努め、市町村合併への条件整備を図って行くものとする。」「都道府県の広域化による地方圏の行政機構については、長期的・総合的な視点から検討を行うものとする。」三公社の分割、民営化、国土庁、北海道・沖縄両開発庁の統合、総合管理庁の設置など
- 8月10日 政府・自民党が行政改革推進本部総会を開催
臨時行政調査会答申の最大限尊重を申し合わせる
- 8月10日 老人保健法案、可決成立、8月17日公布（法律第80号）
老人医療の有料化、58年2月1日施行
- 8月18日 公職選挙法改正
参院全国区に拘束名簿式比例代表制を導入する
- 9月7日 地方制度調査会（第19次）、地方行財政と行政改革のあり方についての意見
- 9月14日 小川文相、教科用図書検定調査審議会に「歴史教科書の記述に関する検定の在り方について」諮問。初の諮問
- 9月16日 全国市長会、「望ましい広域行政機構を探るための研究会」を設置広域市町村圏の問題点を明らかにし、改善策を提言する予定
- 9月20日 政府、国家公務員給与引上げに関する人事院勧告の凍結を決定
- 9月24日 閣議で、「今後における行政改革の具体化方針について」（行革大綱）決定
- 10月1日 大槻日経連会長、公務員スト権是認の見解を発表
- 10月7日 神奈川県議会、神奈川県公文書公開条例案可決、都道府県で初。58年3月施行
- 10月8日 自治省、定年制奨励準則を通達
- 10月27日 建設省、自治省が、市町村の「宅地開発指導要綱」につき運用の緩和を求める通達
- 10月29日 閣議で、57年度補正予算案大綱を了解
税込減額補正6兆1460億円、3兆9050億円の国債増発。一般会計予算2兆1187億円の減額補正
- 11月10日 中央自動車道が全線開通
- 11月15日 上越新幹線開業。大宮新潟の間。2時間30分
- 12月9日 中央教育審議会・教科書問題小委員会、教科書検定結果の公開、教科書を評価するための第三者機関の設置など、教科書制度改革の答申
- 12月22日 地方制度調査会（第19次）、地方行財政に関する当面の措置についての答申
- 12月28日 臨時行政調査会第2部会・第3部会合同報告「地方支分部局の整理・再編合理化及び地方事務官制度等の改革について」の報告管轄区域の適正化及び設置数の整序、複数系統の統合等、ブロック機関の下における府県単位機関の廃止、地方事務官制度の廃止、等を提言

昭和58年度（1983年）

1月8日 臨時行政調査会第2部会報告、「行政情報の公開と管理その他

行政手続制度の在り方及びOA等事務処理の近代化について」

- 1月8日 臨時行政調査会第2部会報告、「予算編成・執行、財政投融资等の在り方について」
- 1月10日 臨時行政調査会第3部会報告、「補助金等の整理合理化について」
- 1月14日 臨時行政調査会第2部会報告、「公務員制の在り方について」

- 1月17日 臨時行政調査会第4部会報告、「特殊法人等及び現業等の在り方について」
- 2月9日 全国町村議会議長会、「町村議会機能を高めるための方策」を発表
議員定数の確保、議長・副議長の短期交替の廃止、委員会の公開の推進
- 2月21日 自治省、「広域市町村圏の経済状況に関する類型化」結果を発表
- 2月25日 堺市議会で、住民直接請求による全国初の倫理条例案可決。3月17日公布
- 2月28日 臨時行政調査会、行政改革に関する第4次答申
「行政改革推進体制の在り方について」
臨時行政調査会の任務終了後、行政改革推進委員会を設置することを要求
- 3月8日 国際労働機関、人事院勧告の凍結を遺憾とし、完全実施を求める対日勧告を採択
- 3月14日 臨時行政調査会、行政改革に関する第5次答申（最終答申）
15日、2年間の活動を終え解散。18日の閣議で、臨調答申の最大限の尊重を決定。25日の閣議で、臨時行政改革推進審議会を、3年間の期限で総理府に設置する法案を決定
- 3月23日 中国自動車道全通
- 4月1日 神奈川県、情報公開制度実施、都道府県では初
- 4月27日 最高裁大法廷、議員定数の現行格差は合憲の判決
神奈川・東京や大阪3区の有権者が議員定数の不均衡から選挙無効を求めた訴訟で、「本件選挙当時、格差や逆転現象があったとしても、それだけでは違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態といえない」と合憲の判断
14対2の多数意見であった
- 5月13日 貸金業の規制等に関する法律の制定（法律第32号）
- 5月16日 高度技術工業集積地域開発促進法（テクノポリス法）の制定（法律第35号）
- 5月20日 国鉄再建監視委員会設置法、施行。6月10日発足
- 5月23日 臨時行政改革推進審議会設置法の制定（法律第52号）
「社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため」、総理府に置く。委員は7人。期間は、3年
- 5月24日 「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（行革大綱）」を閣議決定
行革の基本方針と実施プログラムをまとめたもので、臨調答申の具体化について優先順位をつけ、四段階に分けて目標の時期を示した
- 6月14日 「文化と教育に関する懇談会」（首相の私的諮問機関）発足
戦後教育の見直しに乗り出す
- 6月30日 中央教育審議会、教科書採択地区の広域化、検定基準の明確化などを求めた答申を文相に提出
- 7月4日 臨時行政改革推進審議会、初会合
- 8月4日 臨時行政改革推進審議会、「当面の行政改革に関する意見」を首相に提出
総人件費の抑制、59年度予算での歳出抑制、一部市町村の高額退職金の是正など
- 8月13日 金融機関、郵便局の毎月第2土曜の休日実施
- 8月22日 労働省、高齢化問題プロジェクトチームの調査・研究報告を発表
60歳まで定年延長、60～65歳層は雇用延長を提言
- 10月3日 国土審議会（首相の諮問機関）、第四次全国総合開発計画策定着手を決定
- 10月6日 雇用審議会、第五次雇用対策基本計画案を答申
65歳までの雇用確保等をうたう
- 10月12日 東京地裁刑事1部、ロッキード裁判丸紅ルートで、判決
田中元首相に懲役4年、追徴金5億円
- 10月14日 全国知事会、「戦後において府県の果たしてきた役割と今後の課題—農政編—」発行。60年3月には、同「教育・文化行政と府県」編発行
- 11月7日 最高裁大法廷、衆院定数の現行格差は合憲の判決
首都圏11選挙区と大阪3区の有権者が議員定数の不均衡から選挙無効をもとめた訴訟で、違憲と断定できないと結論。しかし、「定数配分規定は改正から7年を経過した現在、できる限り速やかに改正されることが望まれる」。8対7の多数意見であった
- 11月10日 自治省、宅地開発指導要綱で通達
寄付金の水準の見直し、寄付金の使途収支の明確化など
- 11月14日 地方制度調査会（第19次）、広域行政制度のあり方に関する小委員会報告

- 12月29日 臨時行政改革推進審議会、「昭和59年度予算編成と当面の行政改革の諸問題
に関する意見書」を首相に提出増税なき財政再建の堅持を要請

昭和59年度（1984年）

- 1月18日 財政制度審議会、「中期的財政運営に関する諸問題についての中間報告」
赤字国債の借換え債発行を認める報告を蔵相に提出
- 1月26日 中曽根首相、教育臨調設置の方針を表明
- 2月20日 婦人少年問題審議会婦人労働部会、「男女雇用平等法」（仮称）試案を発表
- 2月24日 武蔵野市の給水規制は、違法
日照侵害から守るため、指導要綱に従わなかったマンション建設業者が建設したマンシ
ョンへの給水を拒否した後藤市長に対し、東京地裁八王子支部は「市長の行為は行政指導の
範囲を超え、不適法」と罰金10万円を科す
- 3月5日 文部省、中野区の教育委員準公選制に中止を勧告
19日、中野区議会、準公選制実施の予算案を可決
- 3月22日 「文化と教育に関する懇談会」（首相の私的諮問機関）、教育体制の再検討を求める報告を提出
- 4月1日 国鉄赤字ローカル線に代わる初の第3セクター「三陸鉄道」開業
- 4月19日 労働省、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律
の整備等に関する法律」（男女雇用機会均等法を含む）を婦人少年問題審議会へ諮問
- 5月1日 地方自治経営学会発足
- 5月17日 最高裁、都定数条例の定数配分規定は違法の判決
56年7月の東京都議会議員選挙について
- 6月7日 都制度調査会（座長・雄川一郎）「新しい都制度のあり方―巨大大都市東京の実態にふさわしい自治制
度を確立するために」を発表 「巨大大都市東京の社会経済的な実態に適合した、府県・
市町村とは異なる二層の新たな大都市制度を軸とした自治制度」を確立すべきである
「都は、府県・市町村制とは異なり、都の全域を通じ、それぞれの地域における基礎的な
自治体と、これらを包括する広域的な自治体・・・との二層の自治体構造とする。」
「都の区域を次のように分ける。①「大都市区域」―新たな大都市制度が適用される区域
であって、狭域自治体がおかれる区域とし、当面は現行特別区の存する区域とする。ここ
では、都は、基本的に府県機能を有するほか、大都市経営を総合的に推進するという観点
から、一定の実施機能や調整機能を果たすために必要な権能を有する。②「大都市区域と
なりうる区域 ― 多摩都市部の一部の地域としその区域内の住民の意向と関係自治体の気
運の成就をまっけて、大都市区域の適用を段階的に拡大することが望まれる地域とする。③
「非大都市地域」―多摩都市部の一部と、山村島しょの地域とする。②、③の地域では、
都は、基本的に府県機能を有し、基礎的な自治体は市町村である。」
- 6月30日 昭和59年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律の制定（法律第52
号）
借換え債発行に道を開く
- 7月1日 総務庁発足
総理府と行政管理庁を再編統合、行政改革の推進体制をつくる
- 7月4日 全国初のプライバシー保護条例が可決
福岡県春日市で。10月1日施行
- 7月5日 神奈川県議会、神奈川県非核兵器県宣言を可決
- 7月9日 臨時行政改革推進審議会の地方行革推進小委員会が報告書を行革審に提出
①警察官、消防職員の増員は当分凍結②40人学級を目指す教員の定数改善計画を抑制③高
給与自治体への制裁措置の強化など
- 7月14日 滋賀県、風景条例を制定
琵琶湖の風景を守る全国初の風景条例
- 7月25日 臨時行政改革推進審議会、「当面の行政改革推進に関する意見」を首相に提出
地方公務員の定員抑制、高給与を是正するとともに、国と地方の機能分担と費用負担を見
直し、国から地方への補助金の節減合理化を図る、など
- 7月25日 社会経済国民会議、適正な受益者負担を認める報告書を発表
- 8月3日 日本専売公社民営化の関連5法案成立

たばこ事業法・同法施行に伴う関係整備法・日本たばこ産業株式会社法・たばこ消費税法・塩専売法

60年4月1日実施

- 8月6日 自民党の安全保障調査会の法令整備小委員会が、スパイ防止法案を作成
- 8月7日 臨時教育審議会設置法が成立
首相直属の諮問機関として総理府に設置。委員は25人。任期は3年
8月21日発足。会長は岡本道雄前京都大学学長
- 8月7日 健康保険法改正民間サラリーマン、医療費の1割負担、浮いた保険料を基に退職医療制度を創設
- 8月10日 国鉄再建監理委員会、第2次緊急提言を首相に提出
初めて国鉄の分割・民営化の方向を明示
- 8月27日 84世界湖沼環境会議（～31日・大津市）「琵琶湖宣言」を発表
- 8月28日 労働基準法研究会、労基法改正に関する中間報告を労相に提出
法定労働時間を1週間45時間、1日9時間に改めるなど
- 8月29日 指紋押捺拒否の在日韓国人、外国人登録法違反で東京地裁が有罪判決
- 9月5日 臨時教育審議会、第1回総会
- 10月1日 関西国際空港株式会社法の制定（法律第53号）
- 11月11日 神奈川県逗子市長選挙で米軍住宅建設反対派の富野暉一郎当选
- 11月15日 国土庁、「日本21世紀への展望」を国土審議会に提出
四全総の叩き台。将来の国土づくりに、各地域がそれぞれ自立しつつ役割分担する「共生・ネットワーク型」を打ち出す
- 11月27日 臨時教育審議会、第1回地方公聴会（福岡市）
- 12月3日 首相、61年度以降の中長期的課題として税制の抜本的見直しに取り組む方針を表明
シャウプ税制の導入以来生じている税体系のゆがみを根本的に是正する
- 12月4日 地方制度調査会（第20次）、地方行財政に関する当面の措置についての答申
- 12月17日 臨時行政改革推進審議会の地方行革推進小委員会、答申
行政機関の設置や職員の配置を法律政令で自治体に義務づけている必置規制（36項目）と
地方で責任を持って処理できるにもかかわらず国が許認可や事前承認などの手続を求める
国の関与（49項目）について改善を求める
- 12月20日 電電改革関連3法案、成立
電電公社、60年4月1日から民営化。日本電信電話株式会社法、電気通信事業法、関係法律整備法
- 12月29日 閣議で、行政改革の推進に関する当面の実施方針（行革大綱）を決定
地方行革大綱の作成等、地方行革の推進に重点を置く

昭和60年度（1985年）

- 1月22日 「地方公共団体における行政改革推進の方針（地方行革大綱）の策定について」を閣議決定
地方行革の重点は、①国の支給基準を上回る職員の給与・退職手当を是正する②職員数の削減目標を明示した5年間程度の定員適正化計画を自治体ごとに策定し、実施する③事務事業を積極的に民間に委託する、などとしている
- 2月12日 臨時行政改革推進審議会、「民間活力の発揮・推進のための行政改革の在り方」を報告
民間活力の導入を進めるため、政府による各種の規制をゆるめ、特殊法人を民営化する、などを求める
- 2月23日 川崎市長、外国人の指紋押捺拒否者を市としては告発しないと決定
- 3月10日 青函トンネル、本坑貫通
- 3月14日 東北・上越新幹線の大宮上野間開業
- 3月30日 **市町村の合併の特例に関する法律の改正**
（法律第14号）
法の有効期限を更に10年延長し、昭和70年3月31日までとする
- 4月1日 日本電信電話株式会社・日本たばこ産業株式会社発足
- 4月24日 国民年金法改正、61年4月1日施行
国民年金をサラリーマン夫婦にも拡大、厚生年金と船員保険を統合
- 5月8日 神奈川県警など、指紋押捺拒否者逮捕（川崎市）、自治体の告発なしでの初の逮捕

- 5月14日 閣議で、指紋押捺方式を回転式から左手人さし指平面式に変える政令改正を決定。法務省、指紋押捺拒否者に外国人登録済み証明書を発給しないなどの制裁措置を含む通達を都道府県知事へ
- 5月17日 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律（男女雇用機会均等法—法律第45号による勤労婦人福祉法の改正を含む）、衆院で可決成立。61年4月1日施行
- 5月17日 補助金削減一括法案、参院で可決成立社会福祉、義務教育費、公共事業など自治体向けの補助金を削減するため、59本の法律改正を1本化。これにより生活保護など国の補助率が2分の1を超える高率補助金を原則として1割下げるなどが行われた6月7日東京都町田市長、法務省の外国人指紋押捺拒否者問題の通達の事実上返上を表明6月8日本州四国連絡橋の大鳴戸橋、完成。
- 6月11日 労働者派遣事業法（労働者派遣業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律）、衆院で可決成立
- 6月14日 半島振興法の制定（法律第63号）
- 6月17日 臨時行政改革推進審議会の内閣機能等分科会、内閣中枢の機能強化を提言
- 6月26日 臨時教育審議会、教育改革に関する第1次答申を首相に提出
教育改革で最も重視すべきこととして「個性重視」を掲げる
- 6月28日 川崎市、法務省の外国人指紋押捺拒否者問題通達に従わないことを決定
- 7月1日 臨時行政改革推進審議会の地方行革推進小委員会、「機関委任事務及び国・地方を通ずる許認可権限等の在り方」機関委任事務の整理合理化、地方議会及び監査委員の関与の見直し、職務執行訴訟制度の見直し、国・地方を通ずる許認可権限等の見直し
「地方公共団体の長等の罷免を前提とすることなく、機関委任事務の適正な執行を確保する現実的な方策を検討する必要がある」との「観点に立って現行の職務執行命令訴訟制度における代行と罷免の前提となっている一連の手続を改め、代行の手続と罷免の手続との分離を行う。代行を行う場合には、その事務を執行しなければ公益上重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合に限り、主務大臣等による勧告、職務執行命令事実確認についての内閣の告示等の一連の慎重な手続を経た上で、主務大臣等は当該事務を代行できる途をひらくこととし、この代行に不服がある場合には、地方公共団体の長等は、裁判による救済を求めうることとする。また、罷免を行う場合には、法令等への違反又は不作為がとくに重大な場合に限定し、かつ、現行どおりの訴訟手続により違法性等进行を確認することを前提として、内閣総理大臣等が地方公共団体の長等を罷免できるものとする。」
- 7月8日 旧司法研修所跡地（東京・紀尾井町）、一般競争入札で3,3平米当たり2800万円で落札。民間活力の活用で注目された
- 7月10日 京都市、古都保存協力税実施
- 7月17日 最高裁大法廷、現行の衆院議員定数配分規定は憲法14条違反と判断
選挙無効の請求は、棄却。58年12月の総選挙をめぐる訴訟議員1人当たりの有権者数比で最大4・40倍まで開いていた格差は、憲法が要請している投票価値の平等原則に反し、国会に認められている是正のための合理的期間も過ぎていた」として。
- 7月18日 老人保健審議会（厚生大臣の諮問機関）、老人医療費の自己負担の定額部分
- 7月21日 大蔵省、10月1日から10億円以上の定期預金金利の自由化を金融機関に通知の増加を求める中間報告を首相に提出
- 7月22日 臨時行政改革推進審議会、行政改革の推進方策に関する答申
内閣機能の強化、科学技術政策の推進、機関委任事務の合理化、地方議会・監査委員の権限強化、代執行、など
- 7月26日 国鉄再建監理委員会、最終答申「国鉄改革に関する意見」を首相に提出
62年4月に国鉄を6つの民間会社に分割する。30日、閣議で答申を「最大限尊重する」と決定
- 8月26日 全国銀行協会連合会、61年8月からの第3土曜日休業の方針を決定
- 9月5日 文部省、日の丸掲揚・君が代斉唱の徹底を各教育委員会に通知
- 9月10日 教育課程審議会、10年振りに発足
- 9月24日 「当面の行政改革の具体化方策」（行革大綱）を閣議決定
- 10月2日 関越自動車道、東京新潟間全通
- 10月3日 雇用審議会、60歳定年制の法制化を答申

- 10月8日 自民党の村山調査会、大型間接税導入と同時に同額の所得税・法人税減税実施の中間報告
- 10月11日 国鉄の61年4月、6分割・民営化を閣議決定
- 10月25日 東京・新宿の西戸山再開発計画を正式決定
民間活力導入による都市再開発のモデル事業
- 11月27日 地方制度調査会（第20次）、地方税財政に関する当面の措置についての答申
- 12月13日 規制緩和一括法案（許可、認可等民間活動に係る規制整理合理化法）、参院で可決成立
市場開放と内需拡大を目的とし、26法律の各規制を緩和
- 12月19日 労働基準法研究会（労働大臣の私的諮問機関）、最終報告
労働時間の短縮・弾力化を提案
- 12月20日 共済年金改革4法、可決成立
公的年金制度を一元化させるための一つとして国家公務員等共済組合法・地方公務員等共済組合法・私立学校教職員共済組合法・農林漁業団体共済組合法の4法
- 12月22日 内閣制度創始100周年記念式典開催

昭和61年度（1986年）

- 1月9日 厚生省、国立病院・診療所の再編成計画を発表
- 1月22日 臨時教育審議会、審議経過の概要（その3）を公表
新任教員の1年研修制など
- 2月3日 地方制度調査会（第20次）、機関委任事務等に係る当面の措置についての答申
- 2月6日 老人保健審議会、70歳以上の老人医療費の自己負担引上げ等を答申
- 2月19日 都区制度検討委員会、「都区制度の基本的方向」をまとめ、都区協議会で合意される
- 2月27日 最高裁第1小法廷、千葉県市川市の「宴会行政」住民訴訟で、東京高裁判決を破棄し審理差戻し
- 3月3日 神奈川県逗子市の池子弾薬庫跡地の米軍住宅建設問題で、建設反対派が起こした市議会解散請求が成立
- 3月13日 最高裁第1小法廷、3次会の接待費支出は違法
秋田県琴丘町長の検察官接待の住民訴訟
- 3月24日 神奈川県逗子市の建設受入れ派が起こした市長解職請求、請求不成立
- 3月26日 経団連、「行財政改革と税制の根本改革について」の提言
- 3月27日 最高裁第1小法廷、最大5.37倍の参院議員定数の格差を合憲と判断
60年6月の参院選、大阪選挙区
- 4月6日 神奈川県逗子市の市会議員選挙、米軍住宅建設受入れ派が過半数を獲得14人。反対派12人。5月17日、米軍住宅建設受入れ派の議員が死亡し、次点の反対派議員が繰り上げ当選したことにより両派同数となる
- 4月11日 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法、成立
60歳定年制を企業の努力義務とする。10月1日施行。題名改正し、中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（46年法律第68号）
- 4月20日 社会経済国民会議、比例代表制廃止などを提言
- 4月23日 臨時教育審議会、教育改革に関する第2次答申
学校中心の教育体系から生涯学習体系への再編成を提唱
- 4月25日 政府税制調査会、減税案のみの中間報告を提出
- 5月7日 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法の制定（法律第45号）
日本道路公団、関係自治体、民間の3者が出資し、株式会社を設立。
10月1日、会社創立
- 5月9日 臨時行政改革推進審議会地方行革推進分科会、「地方行革の推進と広域行政への対応」
国の関与・必置規制の見直し、機関委任事務の整理合理化及び権限委譲、民間委託等の推進のための規制緩和、会館等公共施設の新設抑制・複合化の推進、定期的見直しの仕組みの確立。市町村の自主的合併の促進、都道府県行政の広域化（「引き続き、都道府県をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえて、長期的、総合的な観点から」）
- 5月20日 国土審議会の首都圏整備特別委員会、首都機能の分散を求める計画を首相に提出
- 5月22日 公職選挙法改正案成立
衆院の定数は正のため

- 5月23日 自治体学会発足
- 5月30日 **地方自治法改正**（法律第75号）
土地信託制度の導入など
- 6月10日 臨時行政改革推進審議会、「今後における行財政改革の基本方向」
最終答申を首相に提出
- 6月14日 中曽根首相、国民や党員が反対する大型間接税と称するものをやる考えはないと言明
- 6月26日 臨時行政改革推進審議会、任期切れで最終会合。増税なき財政再建を、と土光会長談話を発表。27日、解散
- 7月17日 神戸地裁、「国道43号訴訟」で国と公団に対し、道路公害に苦しむ沿道住民に総額1億5000万円の損害賠償支払い命令の判決
- 7月30日 東北自動車道、浦和青森間全通
- 8月1日 沖縄県石垣島・白保地区のサンゴ礁を埋め立てる新石垣空港建設計画に反対し、全国的な「土地共有運動」始まる
- 8月7日 国土庁、四全総の試案を首相に報告
東京県への都市機能の集中を是正し均衡ある国土の発展をはかるため、多極分散型国土を形成するとしている
- 8月22日 厚生省人口問題研究所、「日本の将来人口新推計」を発表
老年人口、2021年に23.5%、2043年には24.2%と最大のピーク
- 9月26日 東京都議会、500米以上の土地取引に届出を義務づける条例案を可決
- 9月— 東京都議会、屋外広告物条例を大幅改正
屋外広告に総量規制や「広告協定地区」の指定など
- 10月1日 人事院、国家公務員の4週6休制試行を要請
17日の閣議で実施決定。11月30日から試行
- 10月21日 自治省、高給自治体の自肅を求める通達
- 10月28日 政府税制調査会、減税の見返りに新型間接税導入などを盛り込んだ最終答申。
新型間接税については、複数案併記
- 10月30日 中央公害対策審議会、大気汚染指定地域の全面解除など公害健康被害補償法の見直しを答申
- 11月3日 横浜市戸塚区、戸塚・栄・泉の3区に分区。全体で16区になる
- 11月7日 自治省、4週6休制試行を地方公務員も実施するよう要請
- 11月11日 北海道ウタリ協会、北海道旧土人保護法の廃止と「アイヌ新法」の制定を求める方針を確認
- 11月15日 伊豆三原山、噴火。住民、島外に避難
- 11月28日 国鉄分割民営化関連8法、成立
- 12月1日 国土審議会計画部会、四全総調査審議経過報告を公表
東京重視を盛り込む
- 12月11日 地方制度調査会（第21次）、地方行財政に関する当面の措置についての答申「市町村の規模の適正化に関しては、当面、小規模な町村の実態把握とその対策等の検討を進めることが緊要であり、市町村の自主的合併の推進方策については引き続き検討を行うこととすべきである。」
- 12月16日 最高裁第3小法廷、海面下の土地所有権を否定の判断
- 12月19日 老人保健法改正
老人医療費の自己負担引上げなど。62年1月1日施行
- 12月19日 **地方自治法改正案**、廃案
機関委任事務の代執行権、地方議会の検査・監査請求権、首長罷免制廃止などを盛り
- 12月21日 総務庁の「行政機関における個人情報保護に関する研究会」、提言国の機関が集め、コンピュータで管理している個人に関する情報を保護するため、新しい法律をつくるべきだと提言
- 12月23日 大蔵、自治両省、地方税財源確保に新ルール
①あらたに導入する売上税の7分の1を地方譲与税として地方に配分する②売上税を地方交付税の対象税目に加え、交付税率は20%とする③国税3税の地方交付税率は、従来どおり3%とすることなどを決定
- 12月26日 臨時行政改革推進審議会設置法の制定。委員は7人。3年間の時限法前の同名の審議会が最終答申で設置を提言。新行革審
- 12月30日 62年度政府予算案を決定

整備新幹線の凍結解除

#この年表は、主として次の資料を参考に作成した。

- ・「地方自治総合年表」（「現代地方自治全集」25、ぎょうせい）

参考文献

1. 「戦後体制の形成」高木鈺作 大森彌・佐藤誠三郎編『日本の地方政府』
東大出版会 1986年 所収
2. 「都道府県の事務」高木鈺作 全国知事会編『変動期における都道府県政』
全国知事会 1979年 所収
3. 「戦後の地方自治と府県制度改革」高木鈺作 『月刊自治研』 1987年2月号
4. 「都道府県論」高木鈺作 自治労全北海道庁労働組合調査室『調査季報』20号
1985年
5. 『転換期の市民自治』鳴海正泰 日本経済評論社 1987年
6. 『参加型分権化の地方自治』本田 弘 評論社 1981年
7. 「都道府県機能の自律性の確立」本田 弘 『月刊自治研』 1987年2月号
8. 「府県の性格及び機能」岸 昌 『自治研究』27巻10、12号 1951年
9. 『地方自治制度の沿革』坂田期雄（現代地方自治全集第1巻）
ぎょうせい 1978年
10. 『国と地方の新しい関係』自治研修協会 1979年
11. 『府県の機能に関する調査』国土計画協会 1966年
12. 『府県制度論』（自治論集VII）地方自治研究会 1957年
13. 『地方制度調査会答申集』自治大臣官房企画室編 第一法規 1982年
14. 『季刊自治体学研究』1号 ～地方の時代～ 神奈川県自治総合研究センター
1979年春号
15. 『季刊自治体学研究』2号～地方の時代と文化～神奈川県自治総合研究センター
1979年夏号
16. 『季刊自治体学研究』4号 ～シンポジウム＜地方自治の新段階をめざして＞～
神奈川県自治総合研究センター 1980年春号
17. 『季刊自治体学研究』7号 ～自治体における総合福祉政策～
神奈川県自治総合研究センター 1980年冬号
18. 『季刊自治体学研究』8号 ～国・県・市町村の新しいあり方を求めて～
神奈川県自治総合研究センター 1981年春号
19. 「行政事務再配分論の沿革と背景」晴山一穂 『行政事務再配分の理論と現状』
室井力編著 勁草書房 1980年 所収
20. 『逐条地方自治法（第十次改訂新版）』長野士郎 学陽書房 1983年
21. 『地方自治法』俵 静夫（法律学全集第8巻）有斐閣 1969年
22. 『自治体学に関する研究』神奈川県自治総合研究センター 1985年
23. 『地方自治の可能性』ジュリスト増刊総合特集No19 有斐閣 1980年
24. 『地方税』中西 博、坂 弘二、栗田幸雄（地方自治講座第10巻）第一法規
1967年